
南丹市
高齢者福祉計画
第4期介護保険事業計画

～ 健康で生き生きと暮らせるまち ～

平成21年3月

南 丹 市

はじめに（いつまでも健康で生き生きと暮らせるまちをめざして）

わが国は、世界に類をみない速さで少子高齢化が進んでおり、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者という、超高齢社会を迎えております。さらに高齢化は今後も急速に進み、平成24年には団塊の世代が高齢期に到達することから4人に1人以上が高齢者となることを見込まれています。

国においては、この間、介護・医療などの社会保障制度を超高齢社会に向けて見直されましたが、今後、更に増加が見込まれる認知症高齢者へのケア、高齢者を支える介護・医療を担う人材確保など様々な課題への対応が求められています。



本市では、まちづくりの将来像である「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」をめざし、高齢者の方をはじめ、誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって暮らしていただけますよう、各種の施策に取り組んできたところです。今後とも、活力あるまちづくりを進めていくためには、高齢者自らが豊かな経験の蓄積を活かして、社会と関わりながら力を発揮できる機会の充実を図るとともに、介護を必要とされる方が尊厳を持ち自立した生活を送ることができるような地域づくりを行う必要があります。

このような状況のもと、今回、「南丹市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、計画の基本目標である「健康で生き生きと暮らせるまち」の実現に向けて、市民、事業者、関係機関等の連携により各種の施策を展開してまいります。

市民の皆様をはじめ関係団体、事業者の方々におかれましては、事業の円滑な実施と計画の達成に向け、ご支援・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にご尽力を賜りました南丹市介護保険事業計画策定委員会の皆様をはじめ、ご意見を頂きました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成21年3月

南丹市長 佐々木 稔納

【目次】

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の法的位置づけ.....	3
4. 計画期間.....	3
第2章 南丹市を取り巻く現状.....	4
1. 総人口の推移.....	4
2. 年齢3区分別人口構成比の推移.....	4
3. 世帯の状況.....	5
4. 要介護認定者の状況.....	6
5. 南丹市の高齢者を取り巻く状況.....	6
第3章 計画の基本理念と基本方針.....	8
1. 計画の基本理念.....	8
2. 計画の基本方針.....	9
第4章 平成26年度における高齢者等の状況.....	10
1. 被保険者の将来推計.....	10
2. 要介護認定者数の将来推計.....	11
第5章 介護保険事業の推進.....	12
1. 日常生活圏域の設定.....	12
2. 居宅介護サービスの推進.....	13
3. 地域密着型サービスの推進.....	31
4. 施設サービスの推進.....	36
5. 介護保険事業の適正・円滑な運営に向けて.....	40
6. 地域支援事業の推進.....	43
第6章 介護保険事業費の見込み.....	49
1. 介護保険事業に関する費用の推計.....	49
2. 第1号被保険者の保険料の段階設定について.....	52
3. 第1号被保険者の保険料について.....	54

第7章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	55
1. 健康づくりの推進	55
2. 介護予防の推進	57
3. 高齢者の社会参加などによる生きがいつくりの推進	58
第8章 住み慣れた地域で生活できるまちづくり	61
1. 高齢者の地域生活を支援する仕組みづくり	61
2. 福祉サービスの充実	62
3. 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進	67
4. 身近な地域での支え合いの促進	69
5. 高齢者の安心・安全の確保	70
第9章 計画の推進に向けて	71
1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて	71
2. 福祉サービスの全体調整及び計画の進行管理	72
資料編	73
1. アンケート調査結果	73
2. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	83
3. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿	85

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国は、世界に例のないスピードで高齢化が進んでおり、平成 19 年には高齢化率が初めて 21%を超え、5人に1人が高齢者という、他のどの国も経験したことがない「前例のない高齢社会」を迎えました。今後も一層の高齢化が進行し、平成 26 年には国民の4人に1人、50年後には2.5人に1人が高齢者という超高齢社会が予測され、今後、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズがますます増大することが見込まれています。

その中で、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、高齢者が自らの選択に基づき、保健・医療・福祉との連携を十分考慮して、総合的なサービスを安心して受けられるよう、平成 12 年 4 月から介護保険法が施行されました。施行後 5 年を目途に制度が見直され、平成 18 年度の改正では、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本とし、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことのできる環境づくりをめざす観点から、特に「介護予防」と「地域福祉」の向上に重点が置かれました。

また、医療制度改革の一環として高齢者を対象とする保健事業を担ってきた「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと改正されるなど、新たな仕組みづくりも進められています。

さらに今後は、増加する高齢者に対応すべく、介護予防により一層取り組むとともに、介護サービスの量・質の確保を進め、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるための環境整備を進めることが必要となっています。

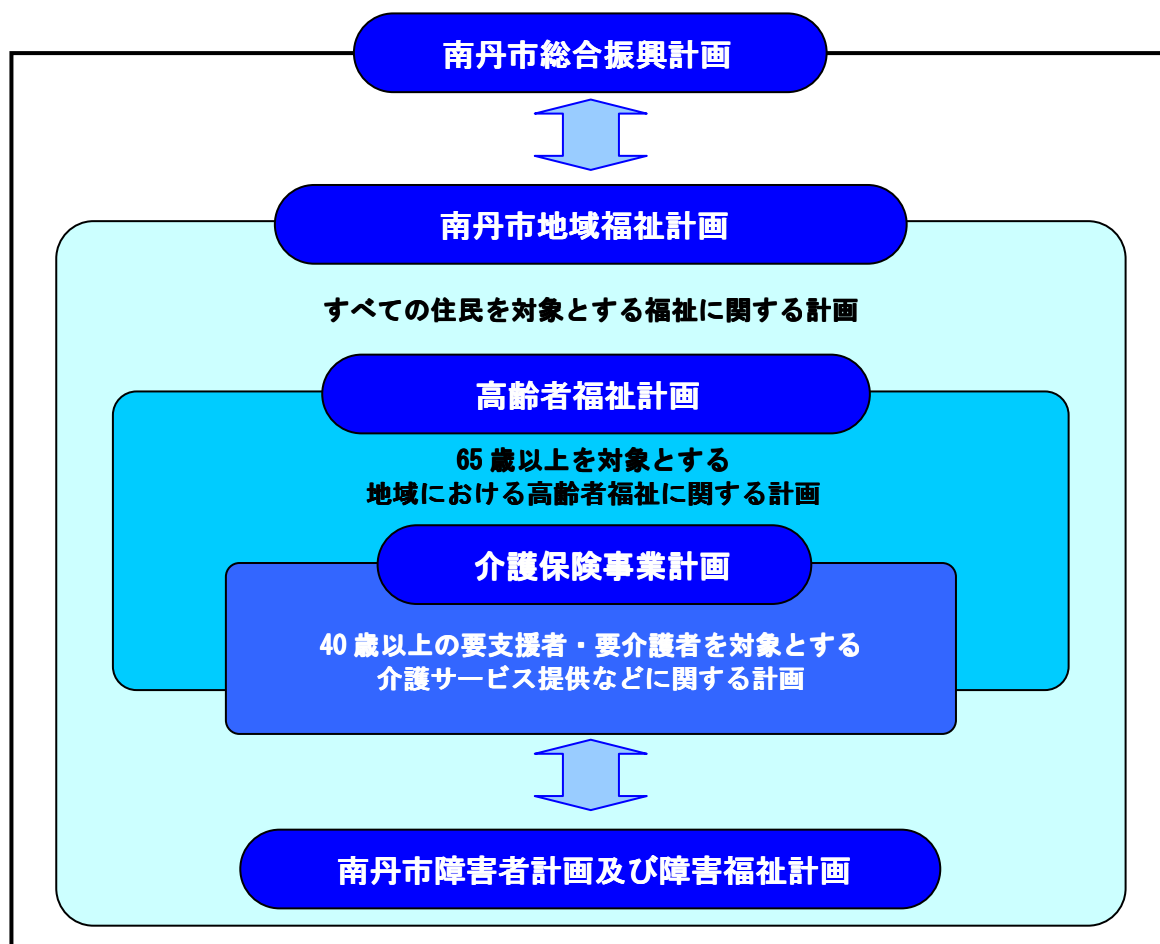
本計画は、このような流れを受けて、本市の介護保険事業に関する基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能なかぎり健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた高齢者福祉、介護保険の体制を計画的に確保することを目的とし、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「南丹市総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。本計画に位置づけられる具体的な事業はこの上位計画や「南丹市地域福祉計画」と調整を行い、進めていきます。

また、「南丹市障害者計画及び障害福祉計画」といった関連計画との整合性を図りつつ、第3期計画において設定した2015年（平成27年）の高齢者介護のあり方や介護保険制度の利用に関する目標値などについて現状をふまえ、中間段階としての見直しを行うものとします。

■計画の位置づけ



3. 計画の法的位置づけ

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、南丹市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

また、高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく計画であり、高齢者に対する福祉の措置の実施に関する事項を定めるものです。

4. 計画期間

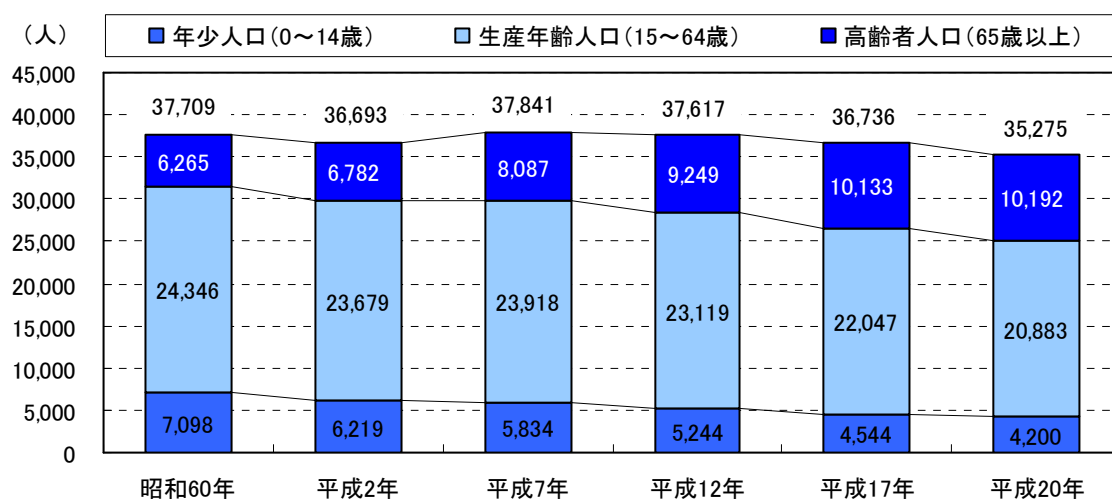
本計画は、平成 21 年度を初年度とし、平成 23 年度を目標とする 3 年間を計画期間とします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画								
		見直し	本計画					
					見直し	次期計画		

第2章 南丹市を取り巻く現状

1. 総人口の推移

南丹市の総人口をみると、平成20年には35,275人であり、増減しながら、緩やかに減少しています。

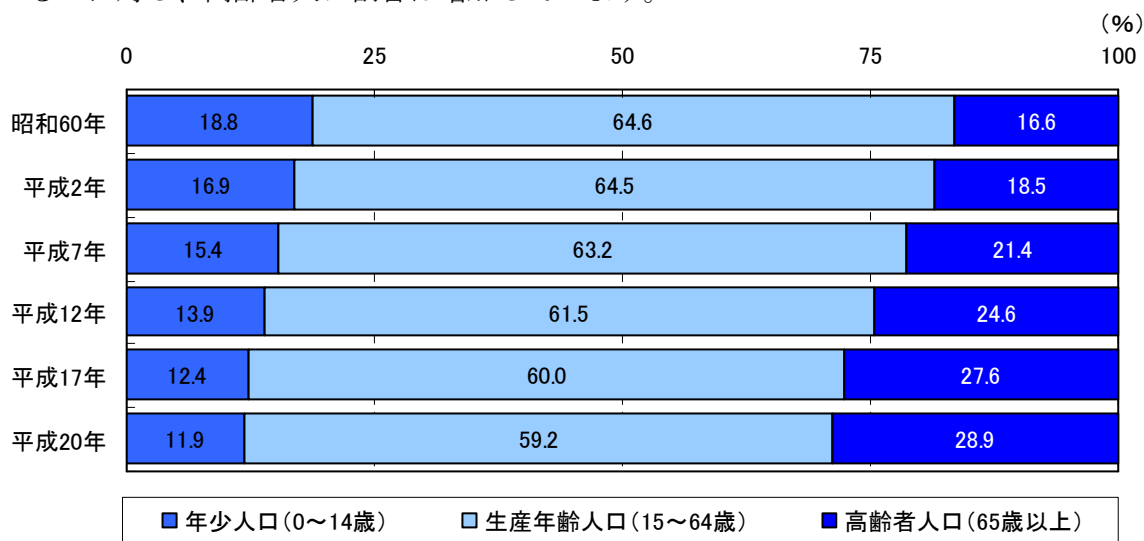


(資料:国勢調査 平成20年のみ住民基本台帳10月末)

※ 総人口には年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と総人口は異なる。

2. 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少しているのに対し、高齢者人口割合は増加しています。



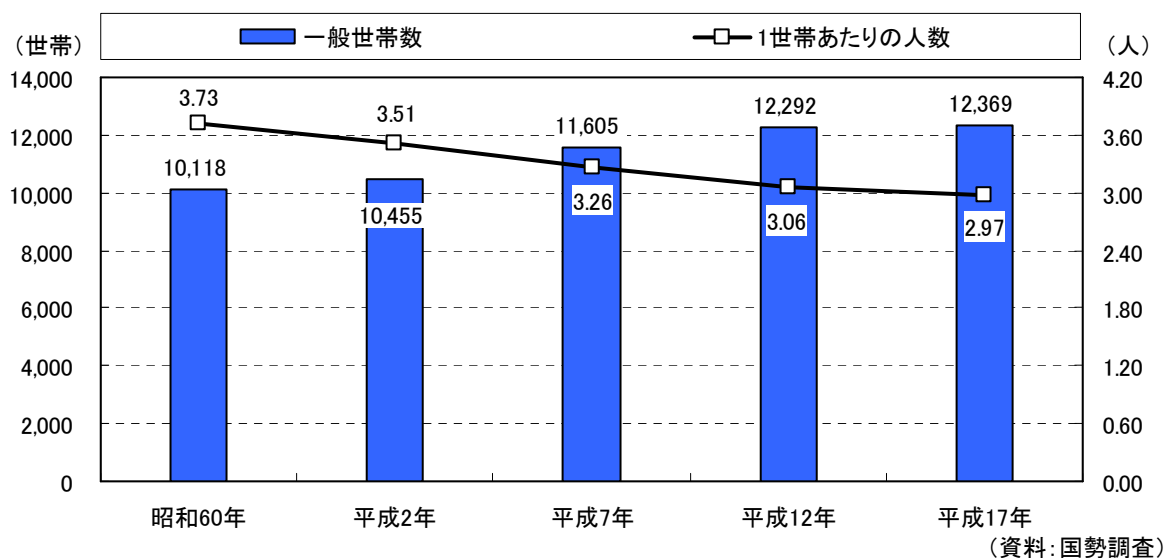
(資料:国勢調査 平成20年のみ住民基本台帳10月末)

※ 端数処理のため、比率の合計が100%にならない場合がある。

3. 世帯の状況

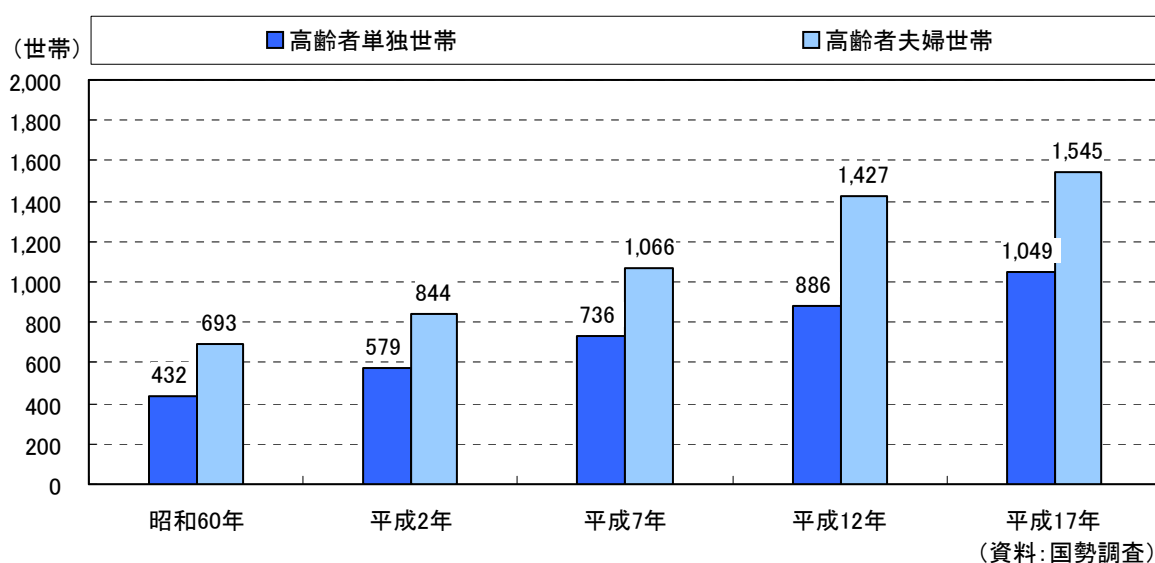
(1) 一般世帯数の推移

一般世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。一方、1世帯あたりの人数は減少しており、昭和60年の3.73人に対して、平成17年には2.97人となっています。



(2) 高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移

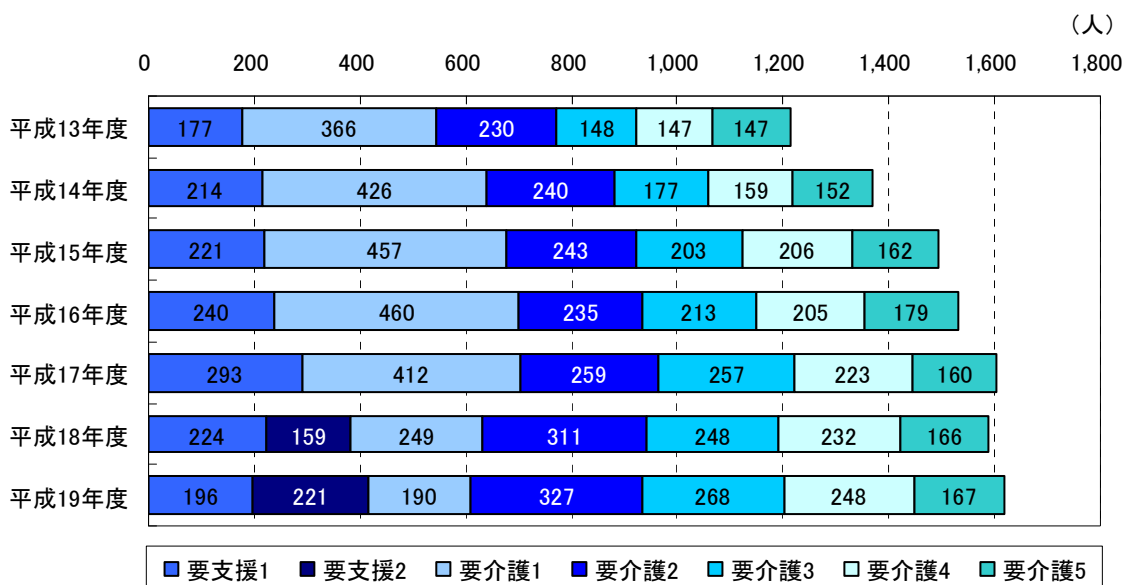
高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦世帯数の推移をみると、双方ともに増加しています。高齢者単独世帯は平成17年が1,049世帯と、昭和60年に比べ約2.43倍に増加しています。高齢者夫婦世帯は、平成17年が1,545世帯と、昭和60年に比べ2.23倍に増加しています。



4. 要介護認定者の状況

要介護認定者の状況をみると、年々増加しており、平成19年度には1,617人となっており、平成13年度に比べ、402人増加しています。

また、制度改正後の平成18年度に比べ、要支援2で62人増加しています。



(資料:介護保険事業状況報告 各年度末)

※ 平成17年度までの旧要支援は要支援1で表しています。

※ 平成18年度より制度改正にともない、要支援が「要支援1」となり、要介護1が「要支援2」と「要介護1」となっています。

5. 南丹市の高齢者を取り巻く状況

616.31km²、森林が87.6%を占める本市は、自然環境に恵まれています。高齢化も進行しています。本市の高齢化率は年々1%ずつ上昇しており、平成20年10月末で28.9%と全国平均の21.5%を大きく上回っている状況であり、また国推計の2015年26%という数字もすでに上回っています。

平成17年において、ひとり暮らし高齢者世帯は1,049世帯、高齢者夫婦世帯は1,545世帯と増加傾向にあり、これらの世帯を合わせると本市の世帯数の約2割を占めています。アンケート調査の結果によれば、こうした高齢者は不安を感じながら生活しており、心の支えは自らの子どもであるという状況となっています。

高齢化の進行にともない、山間地域では近隣同士での助け合いが難しい状況になりつつあり、コミュニティの崩壊が懸念されます。65歳以上が過半数を占める、いわゆる限界集落も増加しており、園部地区の中心地でも存在しています。また、地区役員や隣組役員も

高齢化で役員体制が組めないといった、まさに地域コミュニティの崩壊危機にあります。

さらに、山間地域での生活維持も困難化しています。山間部の交通手段は自家用自動車为主で、高齢者にとっても生活物資の確保や通院といった在宅生活を支える重要な交通手段であります。しかし、高齢化にともない自動車の運転ができなくなる人も増え、高齢者の交通手段が途絶えかけています。また、これまで山間部で農林業を支えてきた人たちにも高齢化の波が押し寄せ、農林業に取り組みなくなったことにより、農地や里山は荒廃しつつあります。

これらの高齢化の課題に対しては、本市として総合的な対策が必要となりますが、高齢者に対する福祉事業としては、高齢者がいつまでも健康で、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、引き続き高齢者の自立支援、社会参加の促進、安心と支え合いの仕組みづくりに取り組む必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本方針

1. 計画の基本理念

老いや病は誰にも等しく訪れますが、心身の健康的な状態をできるだけ長く保つことは誰もが望むことです。また、誰もが老いや病に直面しても、最後まで個人として尊重され、自らの意思で選択し、もてる力を活用して、できるかぎり自立した生活を送ることが望まれています。

誰もが望む「心身の健康」と「自立した生活」を実現するためには、市や事業者が保健・福祉サービスの充実を図るだけでなく、一人ひとりの住民が高齢期の保健福祉を自らの問題として捉え、健康意識を高め、地域での支え合いを充実させていくことが必要です。

こうした視点を今後も重視し、基本理念は前期計画を踏襲し、以下のように定めます。

健康で生き生きと暮らせるまち

2. 計画の基本方針

(1) 高齢者の尊厳への配慮

高齢者一人ひとりの多様な状況に応じて個性を尊重し、高齢者が必要なところで必要な情報や支援、サービスを利用できるよう、きめ細かな配慮や取り組みに努めます。

(2) 健康づくりや介護予防の推進

高齢者の現在の健康状態を把握し、新たな病気を予防していく健康づくりについての各種事業を進めます。また、要介護状態の軽度化、悪化の防止、または要介護状態となることを予防することを目的に、保健・医療・福祉の密接な連携による適切なサービスの提供など、健やかで、いきいきとした高齢期をめざし、介護予防に努めます。

(3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢期は、介護を必要とする人々がいる一方、趣味や社会活動への参加など自らの価値観にしたがって主体的な生活を送ることのできる時期です。

高齢者が地域とのかかわりをもち続け、能力をいかし、さらに高めることによって、生きがいにあふれた生活が送れるよう、地域活動や社会活動参加への呼びかけに努めます。

(4) 利用者本位のサービス提供とサービスの質の向上

高齢化の進行にともない、高齢者福祉などのサービスに対するニーズが増大し、また内容も多様化してきています。こうした利用者のニーズをふまえ、必要なサービスを利用できるように、サービスの質の向上を図ります。また、制度の周知の徹底をはじめ、地域包括支援センターの充実などにより、高齢者がサービスを選択する機会を十分提供することにも努めます。

(5) 住み慣れた地域で暮らすための支援

高齢化の進行や核家族の増加など、家族形態の変容にともない、今後も要介護認定者や認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などの増加が見込まれます。高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域で生活できるよう、支援するとともに、介護家族の負担を軽減できる体制の構築に努めます。

(6) 地域で見守ることができる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域社会で安心して生きがいのある生活を送るために、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現をめざします。また、社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブ、福祉シルバー人材センター、地域でのボランティア等の、地域福祉の担い手による活動を支援していきます。

第4章 平成26年度における高齢者等の状況

1. 被保険者の将来推計

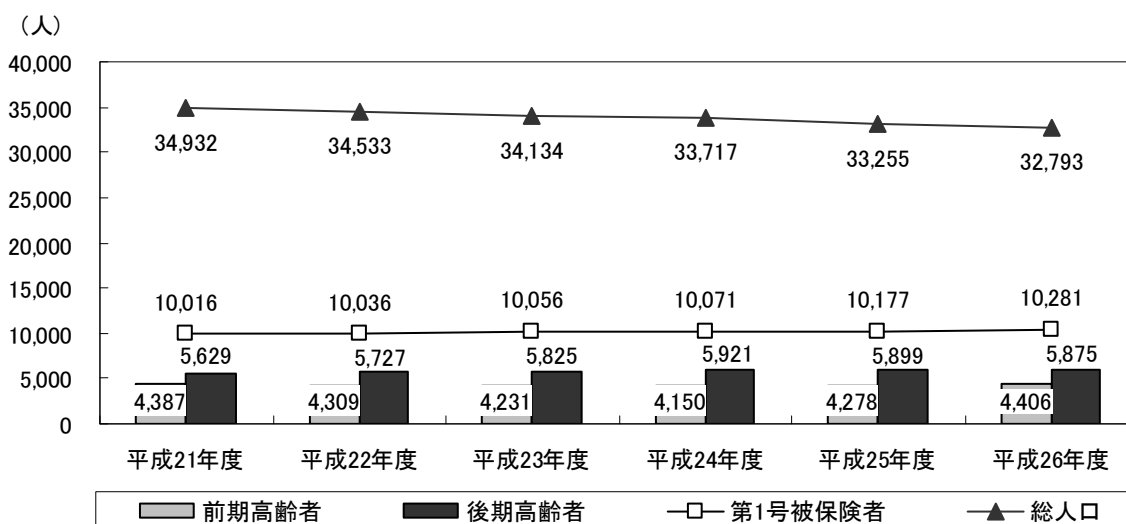
本市の将来人口をコーホート変化率法により推計すると、本計画期間の最終年度である平成23年度には総人口が34,134人、平成26年度には32,793人となることが予測されます。

また、第1号被保険者は平成23年度が10,056人、平成26年度が10,281人となることが予測されます。

■被保険者の推計

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	10,016	10,036	10,056	10,071	10,177	10,281
前期高齢者(65～74歳)	4,387	4,309	4,231	4,150	4,278	4,406
後期高齢者(75歳以上)	5,629	5,727	5,825	5,921	5,899	5,875
第2号被保険者	11,196	11,100	11,004	10,906	10,663	10,420
総人口	34,932	34,533	34,134	33,717	33,255	32,793



※平成14～19年9月末の住民基本台帳及び外国人登録者数を使用し、コーホート変化率法により推計

2. 要介護認定者数の将来推計

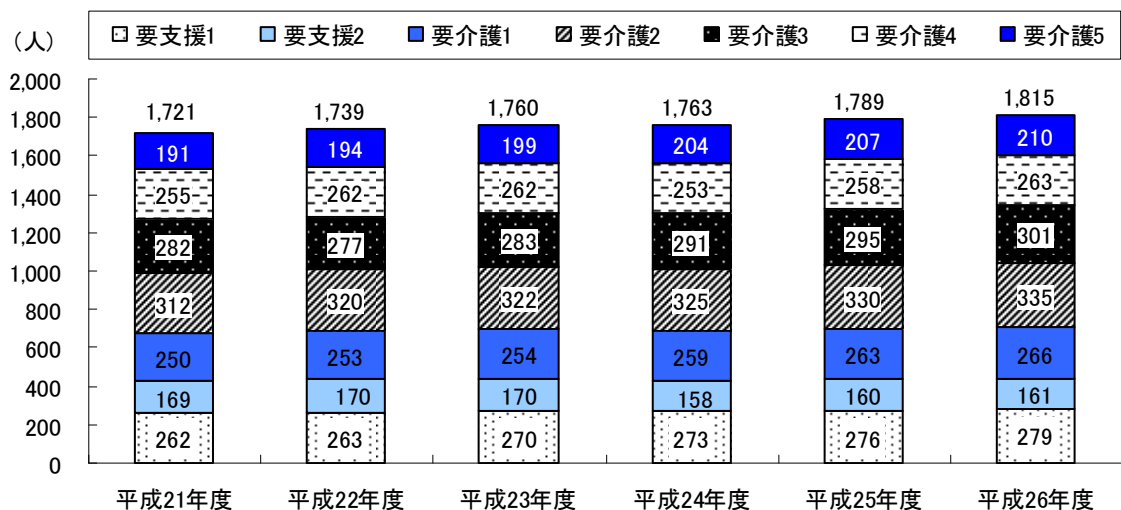
本市における近年の要介護認定者数の動向等を勘案し、要介護度ごとの認定者数を推計すると、年々緩やかな増加を続け、平成26年度には1,815人となることが予測されます。

また、本計画期間中は平成21年度が1,721人、平成22年度が1,739人、平成23年度が1,760人となることが予測されます。

■要介護認定者数の推計

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	262	263	270	273	276	279
要支援2	169	170	170	158	160	161
要介護1	250	253	254	259	263	266
要介護2	312	320	322	325	330	335
要介護3	282	277	283	291	295	301
要介護4	255	262	262	253	258	263
要介護5	191	194	199	204	207	210
合計	1,721	1,739	1,760	1,763	1,789	1,815



※ 要介護認定者数は1号、2号被保険者の合算値。

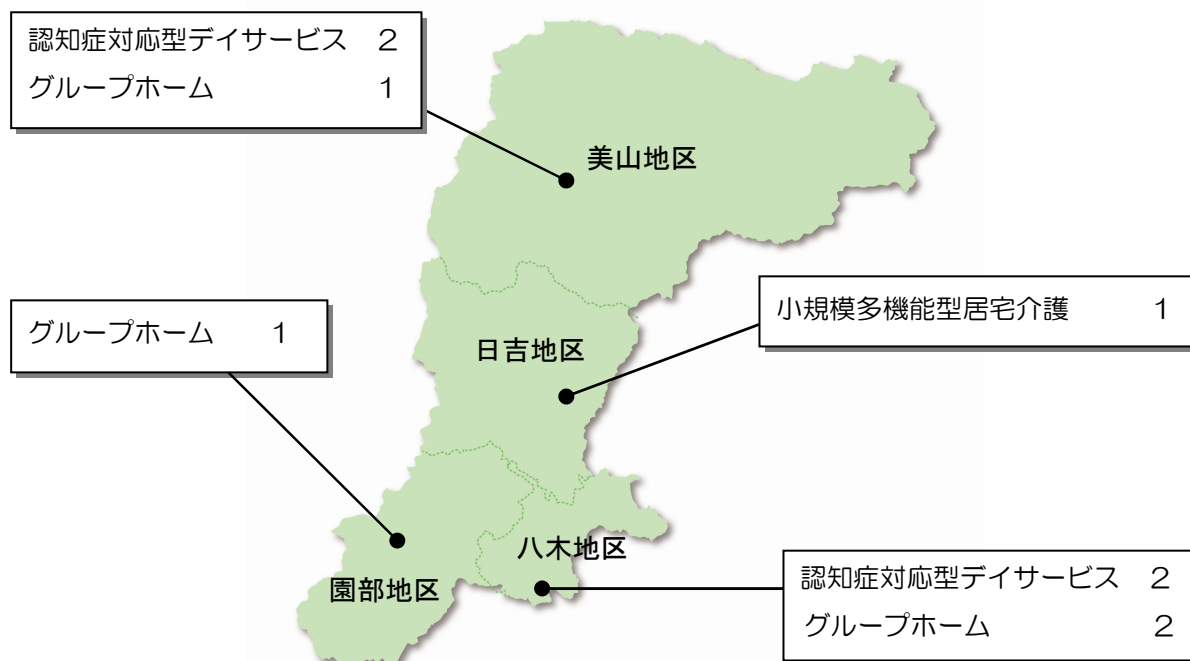
第5章 介護保険事業の推進

1. 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画において、本市では、地域密着型サービス等が十分機能するよう、地理的条件、人口、交通事情などを含め、園部地区、八木地区、日吉地区、美山地区の4つの日常生活圏域を設定しました。

第4期計画においても継続して4つの地区を日常生活圏域とし、地域密着型サービスの提供や施策展開を図ります。

【日常生活圏域における地域密着型サービス基盤の整備状況】



■日常生活圏域の状況

単位：人

区分	人口	第1号被保険者数	認定者数	高齢化率	認定率
園部地区	16,318	3,754	574	24.1%	15.3%
八木地区	8,327	2,559	366	30.8%	14.3%
日吉地区	5,742	1,830	340	32.1%	18.6%
美山地区	4,888	1,854	390	38.0%	21.0%
合計	35,275	9,997	1,670	28.9%	16.7%

※平成20年10月末

2. 居宅介護サービスの推進

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）とは、ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。また、介護予防訪問介護では、利用者の状態の改善につながるような、介護予防に重点を置いたサービスの提供が行われます。

訪問介護

単位：回／年

区 分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	72,632	72,489	75,133
実績値	52,577	47,697	69,573
計画進捗状況	72.4%	65.8%	92.6%

介護予防訪問介護

単位：回／年（人／年）

区 分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	25,453	27,025	27,686
実績値	5,511	7,896	(1,315)
計画進捗状況	21.7%	29.2%	—

※ 平成 20 年度の実績値においては、単位数が異なり、人数表記となっています。

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には訪問介護・介護予防訪問介護提供事業所が 11 か所あります。

■訪問介護・介護予防訪問介護

所在地	事業所名
園部	財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	特定非営利活動法人京都福祉センター
	ヘルパーステーション長生園
	はぎの里オアシス
八木	ラポール介護ステーション
	ほほえみ八木訪問介護事業所
日吉	ほほえみ日吉訪問介護事業所
	はぎの里訪問介護事業所
美山	美山やすらぎホーム
	ほほえみ美山訪問介護事業所
	美山こぶしの里ホームヘルパーステーション

○今後の方向とサービス見込み量

訪問介護・介護予防訪問介護は、在宅介護の中心となるサービスであるため、利用回数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	回／年	70,418	70,756	71,002
	人／年	3,292	3,315	3,327
介護予防訪問介護	人／年	1,378	1,386	1,406

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護は、訪問入浴車によりそれぞれの家庭で入浴介護を受けるサービスです。

訪問入浴介護

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	590	589	612
実績値	586	761	744
計画進捗状況	99.3%	129.2%	121.6%

介護予防訪問入浴介護

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	5	5	5
実績値	0	0	0
計画進捗状況	0.0%	0.0%	0.0%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には訪問入浴介護提供事業所が 2 か所、介護予防訪問入浴介護提供事業所が 1 か所あります。

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

所在地	事業所名
園部	財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
八木	ほほえみ八木訪問入浴介護事業所(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

○今後の方向とサービス見込み量

訪問入浴介護については、要介護認定者の増加にともなう利用回数及び利用者数の緩やかな増加を見込んでいます。また、介護予防訪問入浴介護は過去 2 年間の実績がないため、見込みをたてていませんが、今後のニーズ把握に努めます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴介護	回／年	749	761	778
	人／年	200	202	207
介護予防 訪問入浴介護	回／年	0	0	0
	人／年	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護とは、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援者の家庭を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話または診療補助を行うサービスです。

訪問看護

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	3,794	3,853	3,972
実績値	2,928	2,225	2,212
計画進捗状況	77.2%	57.7%	55.7%

介護予防訪問看護

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	730	772	794
実績値	168	237	272
計画進捗状況	23.0%	30.7%	34.3%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、訪問看護・介護予防訪問看護事業所が 1 か所あります。

■訪問看護・介護予防訪問看護（みなし指定を除く）

所在地	事業所名
園部	医療法人丹医会そのべ訪問看護ステーション

○今後の方向とサービス見込み量

訪問看護・介護予防訪問看護については、要介護認定者の増加にともなう利用回数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問看護	回／年	2,219	2,233	2,257
	人／年	600	606	611
介護予防訪問看護	回／年	289	301	317
	人／年	92	95	100

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションとは、病院・診療所の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）が自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。

訪問リハビリテーション

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	878	843	874
実績値	300	529	550
計画進捗状況	34.2%	62.8%	62.9%

介護予防訪問リハビリテーション

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	0	0	0
実績値	0	17	31
計画進捗状況	—	—	—

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○今後の方向とサービス見込み量

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションについては、一定の利用者がみられるため、利用回数、利用者数ともに今後も緩やかな増加を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問 リハビリテーション	回／年	551	556	556
	人／年	108	109	109
介護予防訪問 リハビリテーション	回／年	32	36	40
	人／年	33	36	40

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導とは、主治医の指示により、病院・診療所の医師・薬剤師等が、自宅を訪問して、心身の状況や環境等をふまえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

居宅療養管理指導

単位：人／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	1,428	1,410	1,450
実績値	1,232	1,075	1,095
計画進捗状況	86.3%	76.2%	75.5%

介護予防居宅療養管理指導

単位：人／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	338	367	375
実績値	33	78	54
計画進捗状況	9.8%	21.3%	14.4%

※ 平成18年度、平成19年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○今後の方向とサービス見込み量

居宅療養管理指導については、要介護認定者の増加にともなう利用者数の緩やかな増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅療養管理指導	人／年	1,098	1,101	1,104
介護予防居宅療養管理指導	人／年	61	69	78

(6) 通所介護・介護予防通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等に日帰りを通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。また、介護予防通所介護は、居宅要支援者に対して介護予防を目的として、入浴、食事の提供等、日常生活上の世話や日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を行うサービスです。

通所介護

単位：回／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	28,466	29,283	31,310
実績値	29,744	27,554	28,526
計画進捗状況	104.5%	94.1%	91.1%

介護予防通所介護

単位：回／年（人／年）

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	13,340	14,046	14,300
実績値	3,945	7,596	(1,528)
計画進捗状況	29.6%	54.1%	—

※ 平成 20 年度の実績値においては、単位数が異なり、人数表記となっています。

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、通所介護・介護予防通所介護事業所が 8 か所あります。

■通所介護・介護予防通所介護

所在地	事業所名
園部	財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	デイサービスセンター長生園
八木	ほほえみ八木通所介護事業所
	NPO法人デイハウスほっこり
日吉	社会福祉法人日吉たには会はぎの里デイサービスセンター
美山	美山デイサービスセンター
	美山こぶしの里デイサービスセンター
	知井デイサービスセンター

○今後の方向とサービス見込み量

通所介護・介護予防通所介護については、在宅介護の中心となるサービスであり、また利用実績が平成19年度以降も増加していることや事業所の参入意向をふまえ、今後も利用回数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護	回／年	28,927	29,695	31,064
	人／年	3,872	3,977	4,156
介護予防通所介護	人／年	1,613	1,674	1,729

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションとは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士により機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。

通所リハビリテーション

単位：回／年

区 分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	9,441	9,278	9,561
実績値	11,146	10,535	10,764
計画進捗状況	118.1%	113.5%	112.6%

介護予防通所リハビリテーション

単位：回／年（人／年）

区 分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	5,920	6,389	6,510
実績値	1,957	4,119	(891)
計画進捗状況	33.1%	64.5%	—

※ 平成20年度の実績値においては、単位数が異なり、人数表記となっています。

※ 平成18年度、平成19年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所が3か所あります。

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

所在地	事業所名
八木	介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所

○今後の方向とサービス見込み量

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについては、要介護認定者の増加をふまえ、利用回数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所 リハビリテーション	回/年	11,155	11,540	11,822
	人/年	1,614	1,668	1,708
介護予防通所 リハビリテーション	人/年	944	971	1,001

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護とは、在宅の要介護者等が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

短期入所生活介護

単位：日／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	22,104	22,603	23,655
実績値	19,598	19,325	19,926
計画進捗状況	88.7%	85.5%	84.2%

介護予防短期入所生活介護

単位：日／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	2,775	2,968	3,047
実績値	149	248	245
計画進捗状況	5.4%	8.4%	8.0%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所が 4 か所あります。

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

所在地	事業所名
園部	社会福祉法人長生園
八木	特別養護老人ホームヴィラ多国山短期入所
日吉	社会福祉法人日吉たには会特別養護老人ホームはぎの里
美山	美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護については、要介護認定者の増加や今後の事業所の参入意向をふまえ、利用日数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所生活介護	日／年	20,350	20,790	23,120
	人／年	1,783	1,833	2,047
介護予防短期入所生活介護	日／年	268	282	297
	人／年	79	84	89

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護とは、在宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。また、介護予防短期入所生活介護は、要支援者が介護予防を目的に施設等に短期入所しながら、必要な介護等を受けるサービスです。

短期入所療養介護

単位：日／年

区 分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	4,692	4,898	5,195
実績値	4,437	3,866	3,846
計画進捗状況	94.6%	78.9%	74.0%

介護予防短期入所療養介護

単位：日／年

区 分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	528	576	593
実績値	134	326	422
計画進捗状況	25.4%	56.6%	71.2%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所が4か所あります。

■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所
八木	介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所

○今後の方向とサービス見込み量

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護ともに、要介護認定者の増加にともなう利用日数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護	日／年	4,074	4,345	4,504
	人／年	444	477	498
介護予防短期入所療養介護	日／年	451	481	504
	人／年	78	84	89

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

特定施設入居者生活介護

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	12	12	12
実績値	36	92	96
計画進捗状況	300.0%	766.7%	800.0%

介護予防特定施設入居者生活介護

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	0	0	0
実績値	3	18	24
計画進捗状況	—	—	—

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所が 1 か所あります。

■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

所在地	事業所名
園部	社会福祉法人長生園養護特定施設入居者生活介護

○今後の方向とサービス見込み量

実績値をかんがみ、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護ともに、今後も継続して利用者に対する供給体制の確保に努めます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定施設入居者 生活介護	人／年	96	96	96
介護予防特定施設 入居者生活介護	人／年	24	24	24

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。また、介護予防福祉用具貸与は、要支援者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	3,342	3,366	3,510
実績値	3,775	3,261	3,139
計画進捗状況	113.0%	96.9%	89.4%

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	1,381	1,461	1,489
実績値	189	368	512
計画進捗状況	13.7%	25.2%	34.4%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所が 2 か所あります。

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

所在地	事業所名
園部	有限会社クローバー
	有限会社いなふ

○今後の方向とサービス見込み量

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与については、要介護認定者の増加にともなう利用者数の緩やかな増加を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
福祉用具貸与	人／年	3,158	3,221	3,239
介護予防福祉用具貸与	人／年	561	565	570

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を支給するものです。

特定福祉用具販売

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	113	109	109
実績値	112	108	144
計画進捗状況	99.1%	99.1%	132.1%

特定介護予防福祉用具販売

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	60	65	64
実績値	26	49	41
計画進捗状況	43.3%	75.4%	64.1%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所が 2 か所あります。

■特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

所在地	事業所名
園部	有限会社クローバー
	有限会社いなふ

○今後の方向とサービス見込み量

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売については、要介護認定者の増加にともなう一定の利用者数を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定福祉用具販売	人／年	144	144	144
特定介護予防福祉用具販売	人／年	46	52	59

(13) 住宅改修

住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合の費用の9割を保険給付として受けることができます。

住宅改修

単位：人／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	69	68	68
実績値	75	87	96
計画進捗状況	108.7%	127.9%	141.2%

住宅改修（介護予防）

単位：人／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	44	47	48
実績値	22	59	81
計画進捗状況	50.0%	125.5%	168.8%

※ 平成18年度、平成19年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○今後の方向とサービス見込み量

住宅改修については、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修	人／年	96	96	96
住宅改修（介護予防）	人／年	91	102	115

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援とは、在宅の要介護者等が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護者等と契約した居宅介護支援事業所に属するケアマネジャーが、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。また、介護予防支援は、要支援者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。

居宅介護支援

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	6,180	6,288	6,504
実績値	8,989	7,822	8,087
計画進捗状況	145.5%	124.4%	124.3%

介護予防支援

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	4,524	4,764	4,764
実績値	1,753	3,108	3,195
計画進捗状況	38.7%	65.2%	67.1%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には居宅介護支援事業所が 15 か所、介護予防支援事業所が 1 か所あります。

■居宅介護支援

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所居宅介護支援事業所
	医療法人丹医会園部丹医会病院居宅介護支援事業所
	長生園居宅介護支援事業所
	財団法人南丹市福祉シルバー人材センター
	ほほえみ園部居宅介護支援事業所
	はぎの里オアシス
八木	医療法人清仁会介護老人保健施設シミズふないの里居宅介護支援事業所
	ラポール八木居宅介護支援センター
	ほほえみ八木居宅介護支援事業所
日吉	はぎの里ケアプランセンター
	ほほえみ日吉居宅介護支援事業所
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所
	美山やすらぎホーム
	居宅介護支援事業所美山こぶしの里
	ほほえみ美山居宅介護支援事業所

■介護予防支援

所在地	事業所名
日吉	南丹地域包括支援センター

○今後の方向とサービス見込み量

居宅介護支援・介護予防支援については、要介護認定者の増加にともなう利用者数の増加を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護支援	人／年	8,098	8,143	8,171
介護予防支援	人／年	3,345	3,365	3,413

3. 地域密着型サービスの推進

(1) 夜間対応型訪問介護

在宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、訪問介護サービスを提供するものです。

夜間対応型訪問介護

単位：回／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	0	0	0
実績値	0	0	0
計画進捗状況	—	—	—

○今後の方向とサービス見込み量

夜間対応型訪問介護については、実績がないため、今後3か年における利用者を見込んでいませんが、今後のニーズを把握し、サービス実施を検討します。

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症ではあるものの、ADL（日常生活動作能力）の比較的自立している居宅要介護者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

認知症対応型通所介護

単位：回／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	148	145	143
実績値	3,491	5,946	6,623
計画進捗状況	2358.8%	4100.7%	4631.5%

介護予防認知症対応型通所介護

単位：回／年

区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 見込み
第3期計画値	60	60	60
実績値	0	4	14
計画進捗状況	0.0%	6.7%	23.3%

※ 平成18年度、平成19年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所が4か所あります。

■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

所在地	事業所名
八木	やぎ詩の郷
	ラポールデイサービスセンターくま五郎の家
美山	美山こぶしの里デイサービスセンター
	美山デイサービスセンター

○今後の方向とサービス見込み量

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護については、要介護認定者や認知症高齢者の増加が予測されることや事業所の参入意向、さらには今後の利用ニーズの高まりをふまえ、利用回数及び利用者数の増加を見込んでいます。

■第4期計画の見込み量

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型 通所介護	回/年	7,253	8,284	8,996
	人/年	912	1,042	1,131
介護予防認知症 対応型通所介護	回/年	20	24	31
	人/年	20	24	31

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

小規模多機能型居宅介護

単位：回／年（人／年）

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	384	384	384
実績値	1,284	1,121	(120)
計画進捗状況	334.3%	291.9%	—

介護予防小規模多機能型居宅介護

単位：回／年（人／年）

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	588	588	588
実績値	5	172	(81)
計画進捗状況	0.9%	29.3%	—

※ 平成 20 年度の実績値においては、単位数が異なり、人数表記となっています。

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が 1 か所あります。

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

所在地	事業所名
日吉	はぎの里ふれあいホーム

○今後の方向とサービス見込み量

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護については、今後も一定の利用が見込まれるため、横ばいでの推移を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小規模多機能型 居宅介護	人／年	120	120	120
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人／年	81	81	81

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型共同生活介護

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	228	228	228
実績値	252	257	228
計画進捗状況	110.5%	112.7%	100.0%

介護予防認知症対応型共同生活介護

単位：人／年

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	24	24	24
実績値	0	0	0
計画進捗状況	0.0%	0.0%	0.0%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内には認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が 4 か所あります。

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

所在地	事業所名
園部	グループホーム幸せの里
八木	グループホームちくりんえん
	グループホームかたらいの家
美山	グループホームみやま

○今後の方向とサービス見込み量

認知症高齢者の増加にともなうニーズへの対応を図るため、今後、3か所の整備を図り、認知症対応型共同生活介護の充実を図ります。

■第4期計画の見込み量

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型 共同生活介護	人／年	336	444	552
介護予防認知症 対応型共同生活介護	人／年	0	0	0
必要利用定員総数	人	28	37	46

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。

本計画期間中に整備の予定がないため、利用者及び必要利用定員総数を見込んでいませんが、今後の利用ニーズの把握に努め、サービス提供の実施を検討します。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。

本計画期間中に整備の予定がないため、利用者及び必要利用定員総数を見込んでいませんが、今後の利用ニーズの把握に努め、サービス提供の実施を検討します。

4. 施設サービスの推進

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。

介護老人福祉施設

単位：人／月

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	265	273	279
実績値	261	272	276
計画進捗状況	98.5%	99.6%	98.9%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内に特別養護老人ホームは、4か所あります。

■特別養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	特別養護老人ホーム長生園
八木	特別養護老人ホームヴィラ多国山
日吉	特別養護老人ホームはぎの里
美山	特別養護老人ホーム美山やすらぎホーム

○今後の方向とサービス見込み量

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、要介護認定者の増加や近隣市での新設による増床が予定されるため、平成 21 年度においては増加を見込んでいます。また、本計画期間の 3 か年では、横ばいでの推移を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	人／月	280	280	280

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスを提供する施設です。

介護老人保健施設

単位：人／月

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	89	86	85
実績値	90	88	87
計画進捗状況	101.1%	102.3%	102.4%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内に介護老人保健施設は 3 か所あります。

■介護老人保健施設

所在地	事業所名
八木	介護老人保健施設シミズふないの里
日吉	老人保健施設はぎの里
美山	医療法人財団美山健康会美山診療所

○今後の方向とサービス見込み量

介護老人保健施設については、平成 21 年度において、療養病床からの転換などによる利用者数の増加を見込んでいます。また、本計画期間の 3 か年では、横ばいでの推移を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人保健施設	人／月	94	94	94
非転換分		87	87	87
介護療養からの転換分		7	7	7

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。

介護療養型医療施設

単位：人／月

区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
第 3 期計画値	45	44	44
実績値	43	38	45
計画進捗状況	95.6%	86.4%	102.3%

※ 平成 18 年度、平成 19 年度は「市町村介護保険事業計画進捗状況」に計上した実績値。

○供給体制

市内に介護療養型医療施設は 1 か所あります。

■介護療養型医療施設

所在地	事業所名
園部	医療法人川西診療所

○今後の方向とサービス見込み量

介護療養型医療施設については、今後の療養病床の再編などをふまえ、利用者数の減少を見込んでいます。

■第 4 期計画の見込み量

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護療養型医療施設	人／月	38	38	38

(4) 医療療養病床からの転換

第4期計画においては、医療療養病床の減少にともない、転換する施設の利用者数を見込む必要があります。本市が実施した基礎調査をもとに把握した転換分は以下のようになります。

■第4期計画の見込み量

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養病床からの転換分	人/月	8	8	8

■施設サービスの見込み量の設定について

在宅介護を重視し、本当に必要な人に施設サービスがいきわたるよう、施設利用について国が定める参酌標準では平成26年度において要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合を37%以下にすること、施設利用者に対する要介護4～5の者の割合を70%以上にすることとされています。

本市では、今後の施設利用者の見込みを以下のように設定しています。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要介護2～5の要介護者数	1,040	1,053	1,066	1,073	1,090	1,109
要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合	42.3%	42.6%	43.0%	42.0%	41.4%	40.7%
施設・介護専用居住系サービス利用者数	440	449	458	451	451	451
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合	60.9%	61.2%	61.7%	64.2%	67.7%	70.1%

5. 介護保険事業の適正・円滑な運営に向けて

(1) 介護給付の適正化

① 適正な認定調査と認定審査の実施

適正な認定調査を実施するため、認定調査員に対し、調査技法や統一した判断基準、特記事項欄への記載の徹底を図り、調査員としての資質の向上に努めます。

また、要介護の判定に不可欠な医師の意見書については、府や地元医師会とも連携し、研修や情報提供を行うなど、意見書の記載が適切に行われるよう取り組みます。

② 介護保険事業にかかわる評価の推進

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、介護保険運営協議会に報告するとともに、今後の事業運営に役立てます。

③ 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

介護保険制度を持続可能な制度として進めていけるよう、サービスが真に効果をあげているか、不適正なサービスはないかについて検討し、適正な給付が行われるよう、改善していく必要があります。

今後も国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検表や介護給付適正化システムを活用し、不適正なサービス提供が行われていないか点検を行い、介護給付費通知の発送やケアプランチェックなどをふまえながら、介護給付適正化の取り組みを進めます。

(2) 介護サービスの質・量の確保

① 在宅サービスの重視と地域密着型サービスの推進

介護者も被介護者も可能なかぎり自宅でサービスを活用しながら生活を送ることを望んでいますが、身体機能の状況や家庭環境によっては、施設サービスの利用を希望する人も少なくありません。高齢者などができるかぎり在宅で生活していけるよう、地域と施設の連携を促進するとともに、保健・医療・福祉の連携による必要な支援と在宅サービスの利用を促進し、今後も在宅生活支援に努めます。

また、環境変化への適応が難しい認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが予測されることから、日常生活圏域における高齢者の状況やサービス利用意向等をふまつつ、今後も地域密着型サービスを充実し、要介護者・要支援者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援に努めます。

さらに、事業者の指定、独自報酬の設定等、地域密着型サービスに関する事務運営につ

いては、地域密着型サービス運営協議会の意見を反映して、事務の公平・公正な運営の確保に努めます。

② サービス提供体制の整備に係る考え方

1) 居宅系サービス

訪問看護・介護予防訪問看護、通所介護・介護予防通所介護は、介護職員・看護職員の不足により、事業を一時休止したり、営業日を縮小せざるを得ない事業者が出現し、大変深刻な問題となっています。第4期事業計画においては、管内事業者の支援に加え、新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、利用ニーズの高いサービスであり、希望どおりの日程での利用が非常に困難となっています。第4期事業計画期間においては、八木地区で20床規模の事業所を整備するとともに、引き続き新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

2) 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護は、現在、八木地区で2事業所、美山地区で2事業所が整備されています。認知症高齢者の増加により、今後、利用ニーズが高くなることが予測されるサービスであり、本市の重点整備施設と位置づけ、第4期事業計画においては、園部地区及び日吉地区を中心に新規参入事業者の誘導に努め、サービス供給体制の整備を図ります。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、現在、園部地区で1事業所、八木地区で2事業所、美山地区で1事業所が整備されています。認知症高齢者の増加により、今後、利用ニーズが高くなることが予測されるサービスであり、本市の重点整備施設と位置づけ、第4期事業計画においては、3か所の整備を図ります。

3) 施設系サービス

特別養護老人ホームの整備は、広域（亀岡市・南丹市・京丹波町）での床数設定により実施することとなります。第4期事業計画期間において、南丹市内での整備（増床）計画はありませんが、同一圏域内において50床の整備が予定されています。また、南丹市被保険者の特別養護老人ホーム入所申込者数は、南丹市調査（平成18年12月31日現在）で154人、京都府調査（平成19年6月1日現在）で80人となっています。

今後も施設入所待機者問題の解消に向けて、京都府及び近隣市町と連携し、特別養護老人ホームの必要床数の整備を促進します。

③ ケアマネジャーの育成、質的向上

介護保険制度の要であるケアマネジャーの資質の向上は、介護サービス全体の質を左右するものです。本市では、これまでも各種研修会への参加を促すなど、ケアマネジャーの

質的向上と支援に努めてきました。

今後も利用者のニーズに応じた適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジャーからの相談などにきめ細かく対応するとともに、地域包括支援センターを軸として情報提供に努めます。

④ サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者への適切なサービスが提供されるよう、保険者の立場から事業者に対する指導・助言を行うことが重要となります。そのため、近年生じている不正事案をふまえ、京都府や関係機関と連携しながら、事業者の法令遵守等の体制整備や事業者本部への立ち入り調査など、不正の防止に努めます。

また、地域密着型サービスについては、市町村が指定・指導監督権限を有していることから、事業者への立ち入り調査権限も活用しながら適切な指導・監督を行います。

(3) サービス利用の促進

パンフレットなどの配布により介護保険制度や各サービスの周知を図るとともに、給付と負担の仕組みについて、住民に理解を求めるための広報等の刊行物やホームページ等の媒体を通して広く情報を公開するなど、積極的な広報活動に取り組みます。

また、各サービスの事業所やケアマネジャーによる制度説明と情報提供等により、きめ細やかな対応を図るなど、制度の一層の普及啓発に取り組みます。

(4) 介護相談員の派遣によるサービスの質の向上

サービス提供事業所への介護相談員の派遣により、利用者・家族の不満や疑問を聴き、サービス提供事業者や市へとつなげます。こうした介護相談員やサービス提供事業所との連携による取り組みから、サービス提供における問題の発見と改善に努め、サービスの質の向上を図ります。

(5) 介護サービス従事者の人材確保対策

高齢化の進行にともない、介護・福祉サービスの需要は質・量ともに拡大している中、制度を維持・発展させるためには、介護サービス従事者を安定的に確保することが基本的な条件となります。しかし、介護・福祉サービス分野における雇用の現状は、給与水準が全産業平均に比べ低く、また、仕事への社会的評価が不十分なことなどから求職者が減少し、また離職者は増加の傾向にあります。全国的に介護サービス従事者の人材確保は大変厳しい状況になっています。

そこで、介護従事者資格の取得課程を有する市内の教育機関に働きかけ、管内事業所との交流を通して新たな人材の獲得に努めます。

また、市内在住で介護福祉士等の資格を有しながら現在就労していない人材を把握し、介護の現場での雇用に向けた再研修の実施など、京都府や管内福祉施設と連携し人材の確保に努めます。

6. 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業の事業費規模

地域支援事業の各年度の事業費規模は、介護保険事業計画において定める各年度の保険給付見込み額に、下表に掲げる率を乗じた額の範囲内となります。

【地域支援事業の事業規模】

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業	3.0%以内	3.0%以内	3.0%以内
介護予防事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内
包括的支援事業+任意事業	2.0%以内	2.0%以内	2.0%以内

(2) 地域支援事業の概要

地域支援事業対象者に対して、介護予防事業など以下のサービスを提供していきます。

区 分		事 業
介護 予 防 事 業	特定高齢者施策	○特定高齢者把握事業 ○通所型介護予防事業 ○訪問型介護予防事業
	一般高齢者施策	○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
包 括 的 支 援 事 業	介護予防マネジメント	○介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談・支援	○総合相談支援事業
	虐待防止・権利擁護	○権利擁護事業
	包括的・継続的マネジメント	○包括的・継続的マネジメント事業
任 意 事 業	介護給付等費用適正化	○介護費用適正化事業
	家族介護支援	○介護用品支給事業 ○家族介護者交流事業 ○家族介護者教室
	その他	○食の自立支援サービス事業 ○住宅改修支援事業 ○介護相談員派遣事業

(3) 地域支援事業の内容

① 介護予防事業

1) 特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策事業の対象となる特定高齢者の把握を目的に、65歳以上の人を対象に生活機能評価を特定健康診査と同時に実施します。

2) 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、介護予防を目的とした事業（運動器・口腔機能向上・栄養改善など）を実施します。

3) 訪問型介護予防事業

特定高齢者の中で心身の状況により通所型介護予防事業に参加が困難な人に対して、保健師等が訪問をし、必要な相談・指導を実施します。

4) 介護予防普及啓発事業

健康相談の実施や介護予防パンフレットの配布などを通じて、介護予防の普及啓発を行います。

5) 地域介護予防活動支援事業

生きがい活動支援通所事業などを通じて、自主グループの立ち上げと活動の支援を行い、地域における自発的な活動の育成・支援を実施します。

○生きがい活動支援通所事業

要介護認定を受けていない、おおむね65歳以上の在宅の高齢者を対象に、閉じこもり予防・心身機能の維持向上を図るため、趣味や創作活動、レクリエーション等の生きがい活動を実施します。

■実績

単位：箇所、回、人

項目	平成18年度			平成19年度		
	実施箇所数	回数	延参加人数	実施箇所数	回数	延参加人数
生きがい活動支援通所事業	27	711	5,142	26	655	5,227

【今後の方向】

高齢者の生きがいづくりに結びつけるため、高齢者の実態把握に努めるとともに、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上と閉じこもり予防を推進していくため、引き続き事業を実施します。

○生活管理指導事業

社会適応が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等を養護老人ホームにおいて一時的に宿泊させることにより、生活習慣の指導や体調の調整を図り、要介護状態への進行を防止します。

■実績

単位：人、日

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実利用人数	利用日数	実利用人数	利用日数
生活管理指導事業	4	83	2	73

【今後の方向】

受託施設と連絡を密にとりながら、在宅生活に必要な支援を行います。

② 包括的支援事業

地域包括支援センターにおいて総合相談支援、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応・助言、地域包括ケア体制の構築等の業務などを実施します。

③ 任意事業

1) 介護用品支給事業

在宅で要介護4及び5に認定されている高齢者を介護している家族に対して、紙おむつや尿とりパット等の購入費を一定の条件のもとに助成しています。

■実績

単位：人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用者数	利用者数 (経過措置)	利用者数	利用者数 (経過措置)
介護用品支給事業	43	58	30	40

【今後の方向】

介護の経済的負担の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続及び向上のため、引き続き事業を実施します。

2) 家族介護者交流事業

在宅で高齢者等を介護している介護者を対象に講演会等を開催し、心身のリフレッシュ、介護者の社会的孤立感の解消と介護者同士の交流を深めることを目的として実施しています。

■実績

単位:箇所、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	参加人数
家族介護者交流事業	5	130	4	154

【今後の方向】

介護者の心身の元気回復のため、交流会を実施するとともに、「家族介護者の会」の設立と自主的な活動への助言等を行います。

事業計画の広報等を行い、ケアマネジャー等との連携を図り、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者への参加を推進し事業を実施します。

3) 家族介護者教室

在宅で高齢者等を介護されている人、介護に関心がある人等を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得など、さまざまなテーマの教室を実施しています。

■実績

単位:箇所、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	実施箇所	参加人数	実施箇所	参加人数
家族介護者教室	4	316	2	160

【今後の方向】

地域における在宅介護者の介護にまつわるさまざまな不安の解消を図り、在宅における適切な介護の支援に向けて引き続き事業を実施します。

事業計画の広報等を行い、ケアマネジャー等との連携を図り、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者への参加を推進し事業を実施します。

4) 食の自立支援サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または身体に障がいのある人で調理が困難な人を対象に食事を定期的に提供するとともに、配達時には利用者の安否確認を行います。

■実績

単位:食、人

項目	平成18年度		平成19年度	
	延提供食数	利用者数	延提供食数	利用者数
食の自立支援サービス事業	29,445	179	36,402	275

【今後の方向】

食事の仕度が困難なため、日常生活に支障がある高齢者等に定期的に食事を提供し、自立した生活を進めていけるよう、要支援者の把握を行い引き続き事業を実施します。

5) 住宅改修支援事業

住宅改修に関する相談助言・情報提供・連絡調整等の実施、住宅改修費の支給申請にかかる書類の作成経費の助成を行います。

■実績

単位:件

項目	平成19年度
住宅改修支援事業	10

【今後の方向】

介護支援専門員等への支援を行い、要介護者の在宅での自立した生活と質の向上に努めます。

6) 介護相談員派遣事業

サービス提供の場を訪れ、利用者からのサービス利用に関する相談活動を行う相談員の養成・登録を行います。また、介護保険施設等、介護サービスを提供している事業所に派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業者との意見交換を行う等の活動を通じて、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、事業所のサービスの質的向上を図ります。

■実績

単位:人、日

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	相談員数	活動日数	相談員数	活動日数
介護相談員派遣事業	2	100	2	95

【今後の方向】

高齢者を取り巻く状況が複雑多岐にわたる中、市内介護保険施設等への相談員の派遣を推進するとともに、計画的に相談員の養成・研修等と併せて現任者研修を行い事業の充実を図ります。

第6章 介護保険事業費の見込み

1. 介護保険事業に関する費用の推計

(1) 介護給付費の推計

要介護1～5の人に対する介護給付として「居宅介護サービス」「地域密着型サービス」「介護保険施設サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

■介護給付費推計

単位：円

サービスの種類	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護サービス			
訪問介護	209,630,238	210,658,311	211,521,333
訪問入浴介護	8,596,370	8,737,887	8,931,757
訪問看護	13,757,029	13,837,752	13,935,160
訪問リハビリテーション	2,616,197	2,637,927	2,639,400
居宅療養管理指導	6,975,918	6,993,331	7,010,787
通所介護	235,145,879	241,291,602	252,848,032
通所リハビリテーション	94,826,251	97,995,193	100,432,202
短期入所生活介護	169,112,304	172,678,204	191,719,493
短期入所療養介護	36,095,222	38,364,680	39,711,958
特定施設入居者生活介護	11,929,813	11,929,813	11,929,813
福祉用具貸与	47,696,364	48,599,853	48,910,576
特定福祉用具販売	3,573,317	3,582,237	3,591,179
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	72,947,034	83,257,093	90,296,909
小規模多機能型居宅介護	18,399,859	18,399,859	18,399,859
認知症対応型共同生活介護	99,821,331	130,688,779	163,275,698
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0
住宅改修	9,273,551	9,296,699	9,319,907
居宅介護支援	103,005,729	103,324,346	103,714,140
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	812,810,888	813,559,964	814,609,994
介護老人保健施設	276,533,271	276,533,271	276,533,271
介護療養型医療施設	146,165,911	146,165,911	146,165,911
療養病床(医療保険適用)からの転換分	24,650,919	24,650,919	24,650,919
合計【介護給付費】	2,403,563,395	2,463,183,631	2,540,148,298

(2) 予防給付費の推計

要支援1、2の人に対する予防給付として、「介護予防サービス」「地域密着型介護予防サービス」等の給付費用を試算すると、次のようになります。

■ 予防給付費推計

単位：円

サービスの種類	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護	26,868,923	27,017,122	27,360,340
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,685,390	1,759,025	1,849,160
介護予防訪問リハビリテーション	154,200	174,246	191,208
介護予防居宅療養管理指導	504,050	567,624	639,216
介護予防通所介護	50,470,174	52,183,305	53,821,203
介護予防通所リハビリテーション	35,133,939	35,911,619	36,586,303
介護予防短期入所生活介護	1,451,716	1,527,732	1,609,222
介護予防短期入所療養介護	2,161,773	2,295,348	2,395,635
介護予防特定施設入居者生活介護	2,132,253	2,132,253	2,132,253
介護予防福祉用具貸与	3,285,084	3,314,332	3,332,028
特定介護予防福祉用具販売	600,934	676,727	762,080
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	51,297	61,557	79,511
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,228,664	4,228,664	4,228,664
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	8,465,732	9,533,482	10,735,903
介護予防支援	14,439,689	14,526,668	14,731,693
合 計【予防給付費】	151,633,818	155,909,704	160,454,419

(3) 標準給付費の推計

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、審査支払手数料を合わせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

■標準給付費推計

単位：円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
介護給付費	2,403,563,395	2,463,183,631	2,540,148,298	7,406,895,324
予防給付費	151,633,818	155,909,704	160,454,419	467,997,941
特定入所者 介護サービス費等	120,618,883	121,581,458	122,551,715	364,752,056
高額介護サービス費等	49,133,683	55,095,180	61,779,999	166,008,862
審査支払手数料	3,445,270	3,462,275	3,479,280	10,386,825
合計 【標準給付費】	2,728,395,049	2,799,232,248	2,888,413,711	8,416,041,008

(4) 介護保険料算定にかかる事業費

標準給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険料算定にかかる事業費を試算すると、次のようになります。

■介護保険料算定にかかる事業費

単位：円

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
標準給付費	2,728,395,049	2,799,232,248	2,888,413,711	8,416,041,008
地域支援事業費	79,614,800	81,681,639	84,283,740	245,580,179
(上限)3.0%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
合計	2,808,009,849	2,880,913,887	2,972,697,451	8,661,621,187

※地域支援事業費は、保険給付費見込額(標準給付費より審査支払手数料を除いた額)の3%を上限とする

2. 第1号被保険者の保険料の段階設定について

(1) 本市の現況

本市の第3期事業計画期間においては、国の基準に対して、第1号被保険者の保険料率を次のように設定しています。また、本市においては、国の基準の第6段階を2段階に分割し、弾力化を図っています。

■第3期事業計画期間（平成18年度～平成20年度）における保険料段階設定

保険料段階 (国の基準)	南丹市の 保険料段階	保険料率	対象者
第1段階 (基準額×0.5)	第1段階	基準額×0.3	①生活保護受給者 ②世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階 (基準額×0.5)	第2段階	基準額×0.5	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下
第3段階 (基準額×0.75)	第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超
第4段階 (基準額×1.0)	第4段階	基準額×1.0	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる人
第5段階 (基準額×1.25)	第5段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満
第6段階 (基準額×1.5)	第6段階	基準額×1.5	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満
	第7段階	基準額×1.75	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上

(2) 激変緩和措置の終了にともなう保険料設定の見直し

平成 21 年度以降において、保険料の減免措置である激変緩和措置の終了により、税制改正の影響を受けた人の保険料については、ここ数年段階的な上昇が続いており、税制改正後に第 1 号被保険者となった人々との均衡を図りつつ、低所得者への弾力的な対応を併せて実施していくことが必要となっています。

そのため、現行の保険料第 4、5、6 段階において、一定の緩和措置を設け、保険料の弾力化を図ります。

■第 4 期事業計画期間（平成 21 年度～平成 23 年度）における保険料段階設定

第 3 期	第 4 期	保険料率	対象者
第 1 段階	第 1 段階	基準額 × 0.30	生活保護受給者または、世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第 2 段階	第 2 段階	基準額 × 0.50	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が 80 万円以下
第 3 段階	第 3 段階	基準額 × 0.75	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が 80 万円超
第 4 段階	第 4 段階		本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる人
	軽減あり	基準額 × 0.875	公的年金等収入+合計所得金額が 80 万円以下
	軽減なし	基準額 × 1.00	公的年金等収入+合計所得金額が 80 万円超
第 5 段階	第 5 段階	基準額 × 1.125	本人が市民税課税で合計所得金額が 125 万円以下
	第 6 段階	基準額 × 1.25	本人が市民税課税で合計所得金額が 125 万円超 200 万円未満
第 6 段階	第 7 段階	基準額 × 1.50	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満
	第 8 段階	基準額 × 1.625	本人が市民税課税で合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満
第 7 段階	第 9 段階	基準額 × 1.75	本人が市民税課税で合計所得金額が 500 万円以上

3. 第1号被保険者の保険料について

(1) 第1号被保険者が負担すべき費用（保険料収納必要額の見込み）

「保険料収納必要額」とは、第4期介護保険事業運営期間（平成21年度～平成23年度）において、第1号被保険者の保険料として確保することが必要な額です。

算出方法は、各年度における介護保険事業に要する費用の見込み額（「標準給付費」＋「地域支援事業」）の20.0%が、「第1号被保険者負担相当額」となり、それに調整交付金の全国平均（5.0%）との格差分を加え、財政安定化基金拠出金見込み額、財政安定化基金償還金を加算し、準備基金取り崩し見込み額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を差し引いたものが「保険料収納必要額」となります。

■ 保険料収納必要額

単位：円

区分	備考	3年間合計額
標準給付費見込み額(I)		8,416,041,008
地域支援事業費(II)		245,580,179
第1号被保険者負担分相当額(A)	(I + II) × 20.0%	1,732,324,237
調整交付金相当額(B)	(I) × 5.0%	420,802,050
調整交付金割合		8.10%
調整交付金見込み額(C)	(I) × 調整交付金割合	681,700,000
財政安定化基金拠出金見込み額(D)		0
財政安定化基金償還金見込み額(E)		0
準備基金取り崩し見込み額(F)		122,000,000
介護従事者処遇改善臨時特例交付金(G)		18,536,325
保険料収納必要額	A + B - C + D + E - F - G	1,330,889,963

◆ 第1号被保険者の保険料額の算出

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{第1号被保険者の}} \\
 & \boxed{\text{保険料額(月額)}} = \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}} \\
 & \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \div 12
 \end{aligned}$$

第7章 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

1. 健康づくりの推進

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

壮・中年期での死亡を減少させ、高齢期に元気でいきいきとした生活を送るためには、若年期や壮・中年期からの健康づくりや生活習慣病予防が大切となります。

食生活の改善、運動の習慣化、こころの健康づくり等は介護予防の基礎となります。こうした視点を重視し、健康づくりや生活習慣病予防を推進します。

また、国の医療制度改革にともない老人保健法に基づき実施してきた健康教育、健康相談、訪問指導などの保健事業が健康増進法に位置づけられることとなりました。法の位置づけは変わりますが、住民の健康増進を図るため、健康づくり推進協議会の方針等に基づきながら、引き続き事業を実施します。

【今後も実施する保健事業の内容と実績】

項目	内容及び実績			
健康診査・がん検診 (平成20年度の基本健康診査は南丹市国保対象の特定健康診査)	生活習慣病及びがん疾患の早期発見、早期治療・予防を目的として健康診査(特定健康診査)や各種がん検診等を実施しています。			
	受診者数	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	40～64歳	2,300人	2,386人	1,070人
	65～74歳	2,408人	2,666人	1,377人
	75歳以上 (健やか健診)			1,145人
	胃がん検診	2,225人	2,273人	2,199人
	肺がん検診	3,969人	3,940人	3,532人
	大腸がん検診	2,997人	3,258人	3,083人
	前立腺がん検診	965人	1,070人	1,069人
	乳がん検診	1,810人	1,640人	1,724人
	子宮がん検診	2,556人	2,532人	1,789人

※ 平成20年度は8月末の実績

※ 平成20年度は特定健康診査の実施にともない、実績が年齢でわかれています。

項目	内容及び実績				
健康教育	メタボリックシンドロームに着目するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、住民を対象に生活習慣病の予防、各種疾患や健康づくりに関する正しい知識等を広げるために、健康教育を行います。				
	項目		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 見込み
	個別	被指導人数	11 人	0 人	0 人
	集団	実施回数	48 回	38 回	66 回
		実施延人数	936 人	128 人	630 人
健康相談	家庭における健康管理に役立たせるために、心身の健康についての個別の相談に応じて必要な指導や助言を行います。				
	項目		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 見込み
	総合	実施回数	69 回	72 回	63 回
		実施延人数	1,467 人	1,309 人	1,145 人
	重点	実施回数	21 回	22 回	2 回
実施延人数		120 人	256 人	95 人	
訪問指導	健康管理上、必要があると認められた人に対し、保健師等がその家庭を訪問し、生活習慣に関する相談や助言を行います。				

※ 健康教育、健康相談の対象者の実績は 40～64 歳までの実績

(2) うつ対策の推進

こころの健康を維持するためには基本チェックリスト(生活機能評価の自己チェック表)の実施の際に「うつ関係項目」に該当した人の状況を把握し、適切な相談につなげることが必要となっています。

本市では、「うつ関係項目」に該当した人を把握し、地域包括支援センターと連携してその後の活動につなげられるよう、取り組んでいます。うつ対策や閉じこもり対策としては、訪問活動をはじめ、精神障がい者の家族会支援や当事者のグループワークを実施しています。グループワークは、地区ごとにおおむね月 1 回実施しています。今後、家族会への支援を継続しながら、精神疾患への対策を講じるとともに、グループワークの開催回数の増加や地区間での共同実施を視野に入れ、交流機会の拡充に努めます。

また、高齢期のうつ対策は本人だけでなく、周りの人が早期に気づくことが重要であることから、予防についての知識の普及も重要となっています。

本市では健康相談や地域のサロン活動の際にうつ対策に関する普及啓発を行っています。今後もこうした機会などを通じて、普及啓発を行っていくとともに、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に努めます。

2. 介護予防の推進

(1) 介護予防事業の推進

高齢者が要支援・要介護状態となることなく、できるかぎり健康を保持するために、地域包括支援センターを中心に、介護予防事業を推進する必要があります。そのため、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者等（特定高齢者）の実態把握や生活機能等の向上に向けた支援を行います。

本市では、現在、健康診査等に合わせて生活機能評価を行い、特定高齢者を把握しています。平成20年度においては、2,542人中552人が特定高齢者として把握されています。特定高齢者の把握は徐々に進んでいますが、このうち15%くらいの人しか介護予防事業に参加しておらず、具体的なサービスにつながっていないといった状況にあります。そのため、今後、特定高齢者のサービス量の確保について検討し、特定高齢者の事業への参加促進に努めます。

また、地域の社会資源の活用や一般高齢者施策と連携しながら、介護予防事業を受けることにより特定高齢者の対象ではなくなった人に対する支援など、効果的・継続的な取り組みも推進します。

さらに、事業の実施後は、定期的に介護予防効果を検証し、事業の効果的な実施に努めます。

(2) 予防給付の円滑な実施

予防給付を実効性のあるものとするため、対象者の選定にあたっては介護認定審査会において、生活機能低下の状況や原因をふまえ、状態の維持・改善の可能性の観点から審査を適切に行うとともに、実施にあたっては利用者本人の主体的な取り組みを促す観点から、利用者やその家族に対しサービス内容や目的について事前に十分な説明を行い、本人の選択と同意に基づくサービス提供を心がけます。

また、予防給付の実施にあたっては、地域支援事業との間でマネジメントの継続性・整合性を保ちながら進めます。

3. 高齢者の社会参加などによる生きがいつくりの推進

(1) 高齢者が活躍できる環境づくり

① 高齢者の自主的活動の支援

高齢者の生きがい活動は、高齢者自らが企画し実行することにより、活動の喜びも高まり、意欲的な取り組みが長続きすることになります。

このため、今後も高齢者が自主的に取り組む文化・スポーツ活動、文化伝承活動、ボランティア活動等が地域の中で活発に取り組まれるように支援します。

② 高齢者の学習機会の提供

高齢期を迎えても、社会の変化に適切に対応して、積極的に社会参加を進めていくには、生涯にわたって学習が重要です。

今後も生涯学習の機会を提供するだけでなく、「学んだこと」を地域活動等に発揮できるような仕組みづくりを推進するなど、学習活動の活性化を図ります。

③ 高齢者の豊富な知識と経験を生かした社会活動の推進

一人ひとりの高齢者が、多くの知識や経験を生かし、生きがいをもって地域活動に参画できることが重要です。特に、団塊の世代が高齢期を迎えることをふまえ、多様な価値観に対応しつつ、高齢者の経験や能力が地域の中で活用され、高齢者自身が生きがいをもって生活できるよう、仕組みづくりや支援が求められています。

こうした高齢者の知識や経験を生かし、生きがいや活力ある地域社会づくりへの参画を推進するとともに、生涯学習の充実をはじめ、関係機関との連携を図りながらボランティアの育成・活性化を図り、社会活動への参加促進に努めます。

(2) 各種団体との有機的連携

① 社会福祉協議会

南丹市社会福祉協議会は、地域活動への支援などの地域福祉の推進に取り組むほか、市の委託を受けさまざまな福祉サービスを行っています。

これからも高齢者をはじめ南丹市に住む住民が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り活動や福祉活動等の充実を図るとともに、住民同士がともに支え合う環境づくりやボランティアの発掘、育成、活性化に努めます。

併せて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

② 老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤に結成された自主的な組織であり、仲間づくりを通して、自らの健康づくり、文化・スポーツ活動、社会福祉活動、寝たきり老人等への家庭訪問等のボランティア活動など、さまざまな活動を展開しています。

社会の高齢化が進むとともに、こうした老人クラブが行う各種活動は、今後一層重要性を増すことから、その活動に対して必要な支援を行い、高齢者の生きがいを促進します。

③ 福祉シルバー人材センター

福祉シルバー人材センターは、事業所や一般家庭等から高齢者に適した日常生活に密着した仕事を受け会員に提供しています。高齢者は、自己の労働条件や労働能力を活用するとともに、追加的な収入を得ることができることからその自立と福祉の推進が図られます。

今後も南丹市福祉シルバー人材センターの活動を支援するとともに、会員組織活動の強化、事務局機能の強化、生活支援サービスの拡大やそれに向けての技能講習の充実等、自主的な活動を支援し、高齢者の活躍できる場の確保につなげます。

併せて、福祉サービス提供事業所として重要な位置を占めており、今後も市と連携しながら、サービス提供の充実を図ります。

④ 民生児童委員

民生児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手としてさまざまな相談に対応しており、住民と市をつなぐパイプ役としてきめ細やかな活動を展開しています。

民生児童委員の活動分野は、地域福祉の幅広い分野にわたっていますが、家族形態の多様化によるひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加にともない、常に見守りの必要な高齢者世帯が増えていることから、地域でのネットワークづくりの中核としての活躍が期待されています。

今後も南丹市民生児童委員協議会と連携して、活動に対する支援を行っていくとともに、地域における見守りネットワークの構築支援を図ります。

⑤ ボランティア団体

ボランティア団体は、住民の自発性に基づくものであり、その継続的な活動はこれからの社会を支える重要な活動となります。ボランティア活動の活性化を図っていくためには、ボランティアグループと利用者との調整や情報の発信、相互扶助等の精神の啓発活動が重要となります。このため、社会福祉協議会が行っているボランティア事業への支援やボランティアの育成と人材の発掘等の支援を行っていきます。

また、高齢者がボランティア活動に積極的に参加できるよう、情報提供を行うとともに、活動にあたっては、市との協働や団体相互のネットワークを構築するための総合的な調整を図ります。

⑥ 社会福祉法人等民間サービス提供事業者

社会福祉施設等の運営や、介護保険サービス事業を行う民間サービス提供事業者は、福祉の専門的分野で相談対応ができ、問題解決に結びつけることができる各種の社会資源があります。高齢者の福祉ニーズに適切に対応するためにも、引き続き民間サービス提供事業者の組織や人材の協力が必要不可欠です。

利用者によりよいサービスを提供し、地域福祉の総合的な充実を図るため、民間サービス提供事業者と連携する中で円滑な事業展開を図ります。

第8章 住み慣れた地域で生活できるまちづくり

1. 高齢者の地域生活を支援する仕組みづくり

(1) 地域包括支援センター事業の適切かつ円滑な実施

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、保健・医療・福祉・介護などのさまざまなサービスが切れ目なく提供されることが必要であり、その中核機関を担う地域包括支援センターの役割はより一層重要となっています。

地域包括支援センターは総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、包括・継続的ケアマネジメント事業などを行いますが、本市ではその業務を南丹市社会福祉協議会に委託しており、1か所の設置となっています。

地域包括支援センターは本来、対象者3,000人～6,000人に1か所設置といわれており、対象者約10,000人の本市は、現在、業務量的にも限界に達している状況でもあり、また今後もその役割がますます重要となるため、本市としては早期に地域包括支援センター2か所での運営体制をめざします。

地域包括支援センターは市が実施・責任主体であり、今後その運営については、さらに情報の共有を図るとともに、定期的な会議を開催し、市の方針の確認や活動についての協議を行います。また、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を適正に配置し、各専門分野における連携・協働により高齢者が安心して暮らせるよう機能強化に努めます。

また、運営の公平性・中立性の確保等のために設置している「地域包括支援センター運営協議会（南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会）」において、地域包括支援センターの運営状況や課題等について協議し、地域包括支援センター事業の円滑な実施を図ります。

さらに、高齢者やその家族が地域包括支援センターに気軽に相談できるよう、相談機能などの機能や地域における役割等について周知を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

地域包括支援センターと市や医療機関、ケアマネジャー、サービス提供事業所、民生児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、自治会、NPO、ボランティア等の関係機関・団体が連携しながら、地域資源の情報把握やネットワークの形成を図り、相談支援体制の構築に努めます。

(3) 地域ケア会議等による関係機関等の連携の推進

要介護者等に適切な保健・医療・福祉サービスの提供に向けて、今後も地域包括支援セ

ンター及び居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者等で構成する地域ケア会議を進めます。

また、将来的には地域ケア会議を、地域に住む高齢者の実態把握をはじめ、その人に応じた総合的なサービス調整を図る場となるよう、徐々に地域の関係団体等の参加促進に努めます。さらに、関係機関・団体との連携・調整を図り、地域のネットワークを構築する場となるよう、会議の運営支援に努めます。

2. 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

① 外出支援サービス事業

自力で一般の公共交通機関の利用が困難な高齢者等に対し、送迎用車両（リフト付等）を使用して利用者の自宅と、医療・福祉サービスを提供する場所との送迎を行います。

■実績

単位：件、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
外出支援サービス事業	9,733	242	10,530	266

【今後の方向】

高齢者の自立と社会参加に適切に対応するため、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト付車両の充実を図るなど、高齢者等の移動手段の確保を引き続き行います。

② 軽度生活援助事業

要介護認定を受けていない、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯で、日常生活の援助を必要としている人を対象に、炊事、洗濯、掃除や買い物等の軽易な日常生活援助を行います。

■実績

単位：件、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用件数	実利用人数	利用件数	実利用人数
軽度生活援助事業	776	48	996	42

【今後の方向】

介護保険を利用せず、継続し、自立した生活を進めていけるよう、要援助者の把握を行い引き続き事業を実施します。

③ 訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきり、認知症及び虚弱な高齢者や障がいのある人で、一般の理美容院に出向くことが困難な人が居宅で散髪などのサービスを受けることができるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。

■実績

単位：回、人

項目	平成 18 年度		平成 19 年度	
	延利用回数	実利用人数	延利用回数	実利用人数
訪問理美容サービス事業	48	15	36	12

【今後の方向】

寝たきり高齢者等の清潔保持とリフレッシュ効果に必要なサービスと捉え、市内理美容師の協力のもと今後も引き続き事業を実施します。

④ 家族介護慰労金

在宅で高齢者を介護している介護者を対象として、一定の条件のもと慰労金を支給します。

■実績

単位：人

項目	平成 18 年度			平成 19 年度		
	寝たきり・ 認知症 介護者	準寝たき り・準認知 症介護者	家族 介護者	寝たきり・ 認知症 介護者	準寝たき り・準認知 症介護者	家族 介護者
家族介護慰労金	10	1	48	6	1	53

【今後の方向】

在宅介護者の日ごろの身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き事業を実施します。

⑤ 緊急通報体制等整備事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、急病・災害等の日常生活における緊急時の迅速な対応と不安・孤独感の解消を図るため、近隣住民等の協力体制を確保し、正確な対応を行うため、緊急通報装置を設置します。

■実績

単位：件

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
緊急通報体制等整備事業	229	236

【今後の方向】

ひとり暮らし高齢者等の安心・安全を確保するため、今後も引き続き事業を実施します。

⑥ 日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上であって心身機能の低下にともない防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯に対し、日常生活用具（電磁調理器等）の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

■実績

単位：件

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
日常生活用具給付事業	電磁調理器 1	電磁調理器 1

【今後の方向】

高齢者の安心・安全な在宅での生活支援を行うため、今後も引き続き事業を実施します。

⑦ 福祉電話

おおむね 65 歳以上の低所得者のひとり暮らし、または高齢者世帯で安否確認を行う必要がある人に対し、市所有の電話回線が無償で貸与します。

■実績

単位：件

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
福祉電話	5	4

【今後の方向】

低所得者のひとり暮らし高齢者等の安否確認・各種相談及び緊急連絡等の手段の確保を図るため、今後も引き続き事業を実施します。

(2) 施設サービスの充実

① 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由や経済的な理由により在宅の生活が困難な高齢者が入所するための施設として養護老人ホームが整備されています。

○供給体制

市内には、養護老人ホームが1か所あります。

■養護老人ホーム

所在地	事業所名
園部	養護老人ホーム 長生園

【今後の方向】

外部サービス利用型施設である管内事業所において、特定施設サービス計画に基づき、外部サービス提供事業所と連携し、要支援または、要介護状態にある入所者のニーズに合ったサービス提供に努めます。

② 軽費老人ホーム（A型・B型）

軽費老人ホーム（A型・B型）は家庭環境、住宅事情により在宅での生活が困難な高齢者が低額で利用できる施設です。A型は、収入が利用料の2倍程度以下であること、B型は、食事の提供がなく自炊ができるという入所条件があります。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（A型）が1か所あります。

■軽費老人ホーム（A型）

所在地	事業所名
八木	軽費老人ホーム ラポール八木

【今後の方向】

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

③ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、高齢者が訪問介護等の介護保険の居宅サービスを利用しながら自立した生活が確保できるよう、高齢者の居住性とケアに配慮した介護利用型の施設です。

○供給体制

市内には、軽費老人ホーム（ケアハウス）が5か所あります。

■軽費老人ホーム（ケアハウス）

所在地	事業所名
園部	ケアハウス 長生園
八木	ケアハウス 白百合苑
日吉	第1ケアハウスはぎの里
	第2ケアハウスはぎの里
美山	ケアハウス 美山

【今後の方向】

介護保険の在宅サービスとの連携を図りながら、サービス提供に努めます。

④ 老人福祉センター

高齢者の各種相談に応じたり、健康増進や教養の向上等の目的で設置されており、住民のふれあいと交流の場として、健康と福祉の向上に寄与し、豊かな地域生活を営むための活動拠点となっています。

活動としては、介護予防事業の実施をはじめ、老人クラブの活動やサークル活動など、健康づくりや生きがいづくりに関する自主的な活動が活発に行われています。

【今後の方向】

健康福祉の拠点として、住民が集い、憩い、さらには健康づくりなどのより一層の推進をめざし、サークル活動への場の提供や高齢者のニーズに応じた講座を展開する等、お互いの一層の交流を深めることができるとともに、健康づくり等の介護予防に重点を置くなど、事業内容の充実に努めます。

3. 高齢者の尊厳を守る権利擁護の推進

(1) 認知症高齢者支援策の推進

① 認知症に関する正しい理解の推進

住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者を支えていくことが求められていますが、認知症についての住民への理解はまだまだ進んでいない状況といえます。

住民に対して認知症に対する正しい情報を伝え、「何もできない」「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに、認知症の特徴や認知症への対応、認知症になってからも自分らしく暮らすことができるといった認知症に対する正しい理解を促進していく必要があります。

そのため、本市では、関係機関と連携を図りながら、地域包括支援センター等を通じて正しい理解の推進に努めます。また、地域住民の中から、認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学び、支え手となる「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても、身近な地域でその人らしく、また安心して生活し続けることができるまちづくりを進めます。

② 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、相談窓口の充実を図るとともに、認知症の早期発見、早期治療、早期対応のため、医療機関等との連携を強化することによる保健・医療・福祉のネットワークの構築を今後も図ります。

また、地域における認知症高齢者の見守り体制として、地域ぐるみのネットワークの構築にも努めます。

③ 認知症高齢者の権利擁護

認知症高齢者をはじめとして、知的障がいのある人、精神障がいのある人で判断能力が十分でない人の権利を擁護していく取り組みとして、平成12年2月には地域福祉権利擁護事業（平成19年に「日常生活自立支援事業」に名称が変更）が、同年4月には成年後見制度として「法定後見制度」と、自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められました。

これらの制度は、認知症・知的障がい・精神障がい等によって判断能力が十分でない高齢者等が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

地域包括支援センターを中心として、制度の理解や周知を図り、幅広く普及させるとともに、ニーズに即した適切なサービスが利用できるよう、専門機関との連携に努めます。

④ 認知症高齢者及び介護者への支援

認知症高齢者に対するケアは、早期の段階から適切な診断とこれをふまえた対応が重要となります。そのため本市では、居宅サービスや介護予防サービス、地域密着型サービス等における必要サービス量の確保を図り、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域において自立した生活が送れるよう、介護者の身体的、精神的な軽減を図ります。

一方、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもり防止事業や知的な活動等を促進することにより、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中等の予防に努めます。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

① 高齢者虐待に関する正しい理解の促進

高齢化の進行や社会経済の変化とともに、高齢者虐待が大きな社会問題となっており、生命や身体に重大な危険が迫るケースも出てきています。このため、高齢者の尊厳を保持するため、平成18年度に制定された「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨をふまえて作成した「南丹市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、適切な措置を講じます。また、当該マニュアルを広く住民等へ周知し、高齢者虐待防止対策や高齢者虐待が発生した場合の対応策の一層の充実強化に取り組みます。

本市においても世帯規模が縮小しており、介護を家族で抱え込んでしまった場合には、介護を担う役割がごくわずかな近親者に限られるケースが多く、介護負担の重さが虐待を招く可能性があることは否めません。

高齢者虐待の予防と対策にあたっては、関係者や住民に対し、虐待に関する正しい知識の普及に努めることで虐待への理解を促し、意識の啓発に努めます。また、介護サービス等の適正な利用を促すことで、介護者の負担軽減と「介護の抱え込み」の解消に努めます。

② 虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の構築

高齢者のいる世帯との日常的な関わり合いの中で、虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターを中心とした地域ぐるみのネットワークを構築します。ネットワークとしては、医療機関、福祉事務所、社会福祉法人等民間サービス提供事業者、南丹警察署、消防署等の関係機関と連携を行い、虐待の早期発見・早期防止を支援するネットワーク会議の充実と併せて、高齢者を取り巻く状況の総合的な相談・支援を行うため、弁護士等の法律家による支援体制で、事案が生じた場合は速やかに対応を行います。また、虐待の未然防止に向けて、認知症等に対する正しい理解の促進を図るため、啓発活動にも努めます。

③ 虐待高齢者に関する事業

虐待を受けた高齢者については、緊急一時保護を行うとともに、養護者と受けた人それぞれの心のケアに努めます。

(3) 老人保護措置制度の活用

環境上の理由や経済的な理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者や家族の虐待等や、認知症等の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合の高齢者に対して、市町村が職権をもって必要な介護サービスを提供する制度として、老人福祉法による措置制度があります。

こうした制度が適切に活用されるよう、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生児童委員、サービス提供事業所等と連携しながら、事案の的確な把握と事実確認をはじめ、措置決定などの流れを適切かつ迅速に行うことができる体制の整備に努めます。

4. 身近な地域での支え合いの促進

(1) 地域福祉活動の推進

高齢化の進行にともないひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯高齢者の増加に加え、核家族化の進行などにより、隣近所のつながりが薄れつつあり、高齢者が地域社会から孤立して生活することが増え、高齢者の孤独死は年々増加しています。

こうした中、住民に身近な地域社会において、支援を必要とする人を支えていくことができるよう、社会福祉協議会や民生児童委員をはじめとして、地域の住民同士での身近な地域の支え合い・助け合いが求められています。

そのため、「南丹市地域福祉計画」に基づき、何らかの支援を必要とする高齢者が、地域において孤独・孤立しないように、見守り・交流といった地域での福祉活動を進めるとともに、情報共有や協働により地域の課題を発見し、解決していく仕組みづくりを進めます。

(2) 小地域福祉活動の推進

地域におけるサロンなどにより、高齢者の交流活動を促進します。また、地域の人たちが安心して暮らせるよう、民生児童委員が行う相談や、見守りの必要な人の早期発見や安否確認などの活動を進めます。

(3) 地域ネットワークの充実

地域包括ケアを支える中核機関となる地域包括支援センター、自治会、民生児童委員や社会福祉協議会、老人クラブ等の各関係機関・団体において、情報交換や高齢者への支援の役割・支援方法について検討を行い、生活課題を抱える高齢者を地域において早期発見し、適切な相談窓口につなぐことができるよう、地域における見守りネットワークの構築・充実に努めます。

5. 高齢者の安心・安全の確保

(1) 移動手段の確保の検討

広い市域を有する本市においては、高齢者の移動手段の確保が重要な課題となっており、総合的な交通体系の見直しが必要となっています。また、本市では、社会福祉協議会や福祉シルバー人材センターが移送サービスを行っていますが、サービスは不足している状況であり、移動手段の確保が求められています。

こうした課題の対応に向け、関係課と連携しながら、総合的な交通体系の見直しを進めるとともに、地域福祉計画との整合性を図りながら、ボランティア・NPOによる移送サービスへの参入促進や民間交通機関等への働きかけにより、移動手段の確保に努めます。

(2) 高齢者の交通安全の確保

高齢社会の中で、高齢者の活動の機会が増加するとともに、高齢者が交通事故にあう機会が増加しています。このため、南丹警察署等の関係機関と連携して、一層の交通安全の高揚に努め、交通事故防止を推進します。

(3) 高齢者のための防犯・防災対策

近年、高齢者を対象にした悪徳商法をはじめ高齢者が被害者となる犯罪が増加しています。また、局地的な大雨・大雪や台風、地震、火災等の災害に対する不安も増しています。

このため、高齢者が安心して安全な生活ができる社会環境をつくるために、南丹警察署や南丹市消防団等の関係機関と連携を強化するとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生児童委員、社会福祉協議会等が協力して地域ぐるみで高齢者を守る体制を整えます。

また、災害時における高齢者の安全確保については、避難など一連の行動をとることに支援を要する高齢者を適切に支援できる体制を整備することが重要となっています。

そのため、自主防災組織の活動や災害時要援護者支援マップなどを活用したり、関係各課や関係機関・団体等との連携のもと、安否確認や避難誘導體制などの支援体制づくりを進めるとともに、避難情報の確実な伝達、避難場所の確保、防災意識の醸成など、災害時における高齢者への支援の充実を図ります。

(4) 「人権の尊重」に根ざした福祉のまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、ノーマライゼーションの理念にもとづき、物理的・心理的・制度的な障害や障壁のないユニバーサルデザインによる社会をめざしていかなくてはなりません。

そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、京都府等の関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

第9章 計画の推進に向けて

1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて

今後の超高齢社会に対応すべく介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施するためには、住民参加が今後も非常に重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

(1) 介護保険事業の推進と進行管理

南丹市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

(2) 事業評価の実施

利用者である住民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

また、利用者がサービスの利用によって効果がでているか、利用者本人、家族及び関係者からの聞き取り調査も行います。

(3) 広報・啓発

本計画に掲げるさまざまな施策を効果的に推進するためには、高齢者はもとより、住民全員が高齢社会の現状や課題を理解し、ともに助け合うことが重要です。

このため、南丹市広報誌への掲載、サービス利用ガイドブックの全戸配布、南丹市ホームページの活用等により、住民に対して本計画策定の趣旨や計画内容の広報・啓発に努めます。

2. 福祉サービスの全体調整及び計画の進行管理

本計画の実現に向けて、京都府・近隣市町及び関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進める等、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、本計画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に対応した、より効果的な事業実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。

さらに、計画の円滑な推進に向けて、関係各課の連携を密にし、計画の目標の実現に向けて取り組みます。

資料編

1. アンケート調査結果

◆ 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しにあたり、高齢者の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査設計

■ 高齢者一般調査

- 調査地域 : 南丹市
調査対象者 : 南丹市に住んでいる 65 歳以上の人から無作為抽出
対象数 : 2,200 人
調査期間 : 平成 20 年 7 月 4 日～平成 20 年 7 月 18 日まで
調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

■ 要支援・要介護認定者調査

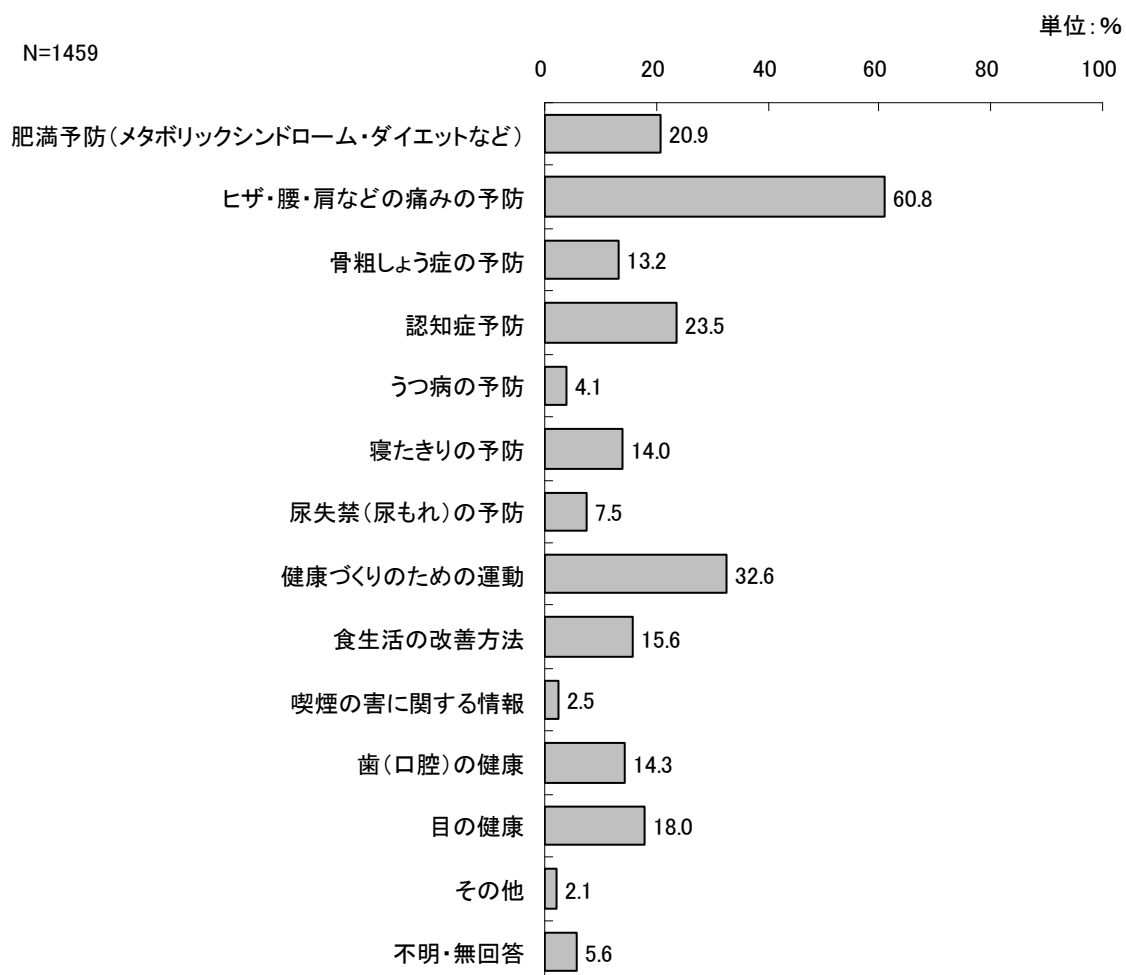
- 調査地域 : 南丹市
調査対象者 : 南丹市に住んでいる要支援・要介護認定を受けている人
対象数 : 800 人
調査期間 : 平成 20 年 7 月 4 日～平成 20 年 7 月 18 日まで
調査方法 : 調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(3) 回収結果

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
高齢者一般調査	2,200	1,459	66.3%
要支援・要介護認定者調査	800	427	53.4%
合計	3,000	1,886	62.9%

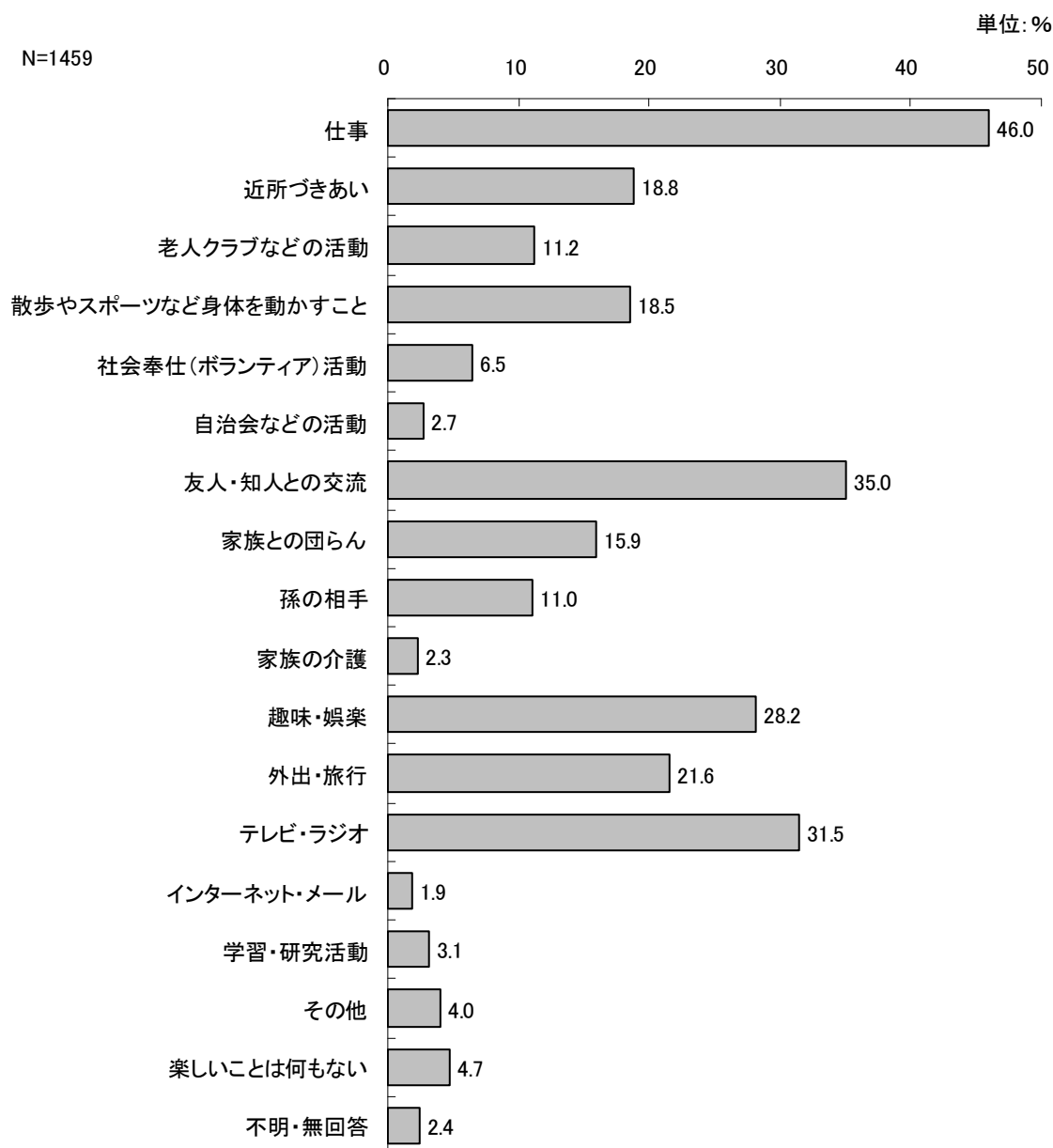
●健康について関心のあること【高齢者一般】

健康について関心のあることは「ヒザ・腰・肩などの痛みの予防」が60.8%と最も高く、次いで「健康づくりのための運動」が32.6%、「認知症予防」が23.5%となっています。



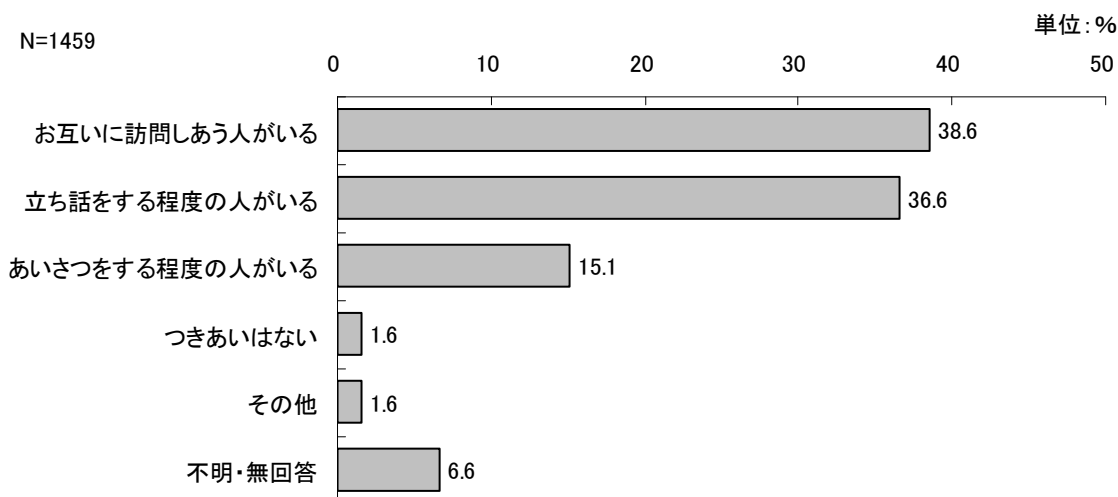
●現在していることで、生きがいを感じる事【高齢者一般】

生きがいを感じることは、「仕事」が46.0%と最も高く、次いで「友人・知人との交流」が35.0%、「テレビ・ラジオ」が31.5%となっています。



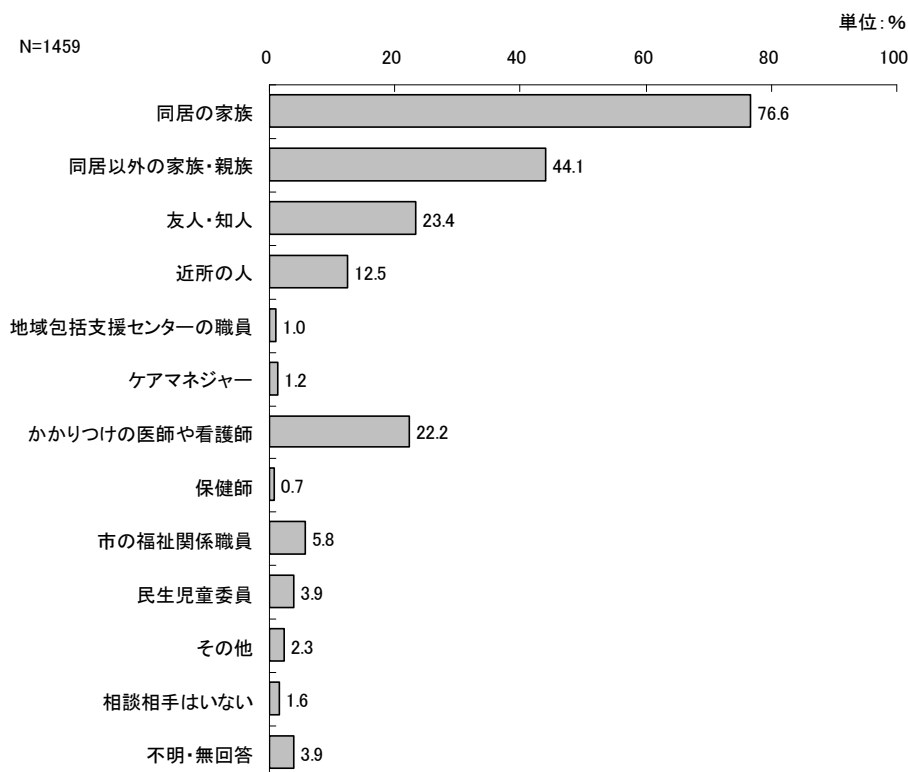
●近所の人たちとのつきあいの程度【高齢者一般】

近所の人たちとのつきあいの程度は、「お互いに訪問しあう人がいる」が 38.6%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がある」が 36.6%、「あいさつをする程度の人がある」が 15.1%となっています。



●日常生活の中で困ったときの相談相手【高齢者一般】

相談相手は、「同居の家族」が 76.6%と最も高く、次いで「同居以外の家族・親族」が 44.1%、「友人・知人」が 23.4%となっています。

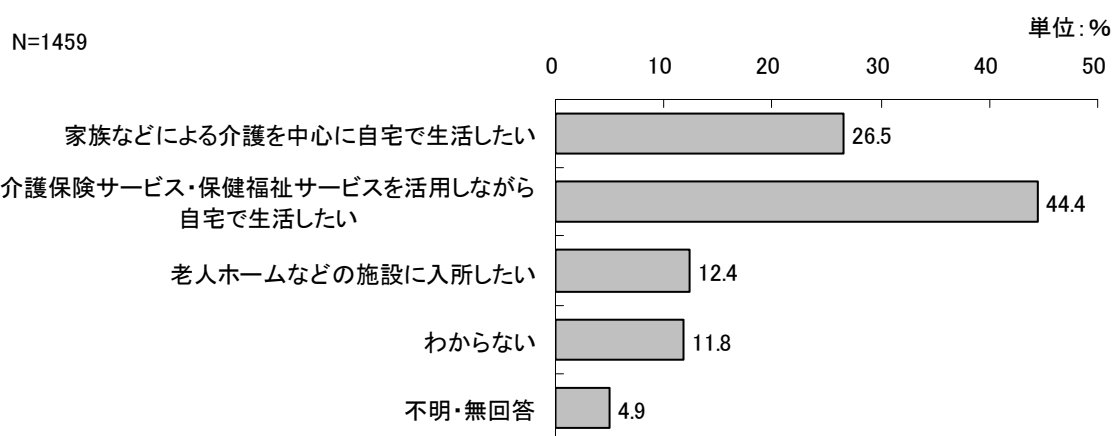


●介護が必要となった場合の考え【高齢者一般 要支援・要介護】

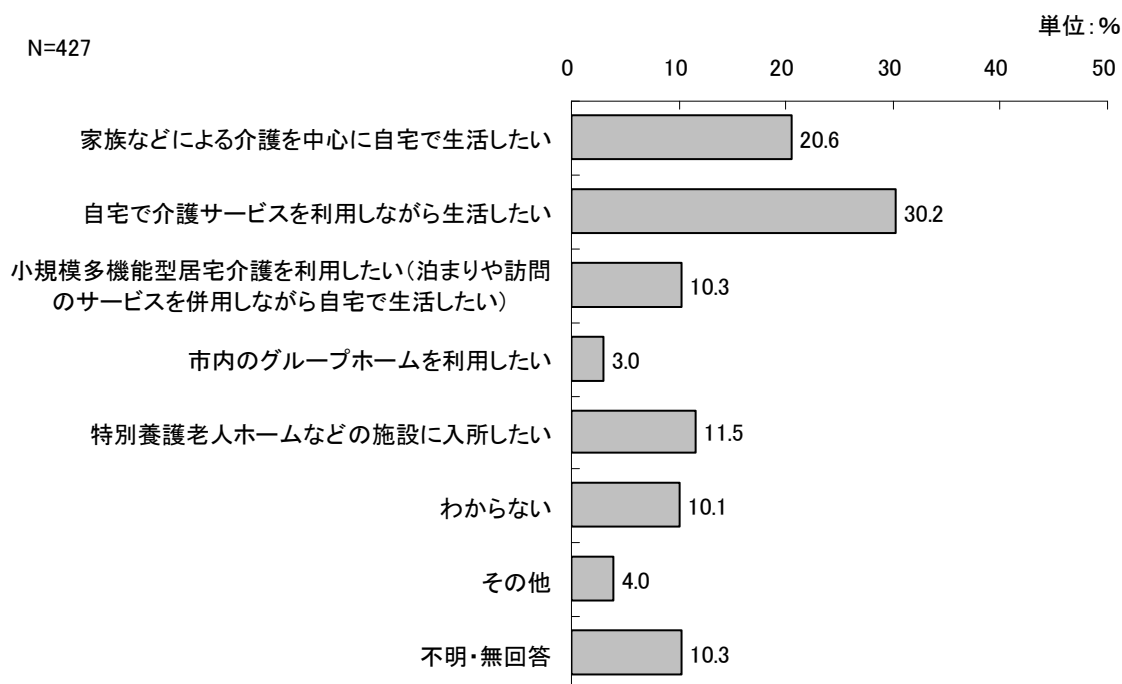
介護が必要となった場合の考えは、高齢者一般で「介護保険サービス・保健福祉サービスを活用しながら自宅で生活したい」が44.4%と最も高く、次いで「家族などによる介護を中心に自宅で生活したい」が26.5%、「老人ホームなどの施設に入所したい」が12.4%となっています。

要支援・要介護では、「自宅で介護サービスを利用しながら生活したい」が30.2%と最も高く、次いで「家族などによる介護を中心に自宅で生活したい」が20.6%、「特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」が11.5%となっています。

【高齢者一般】

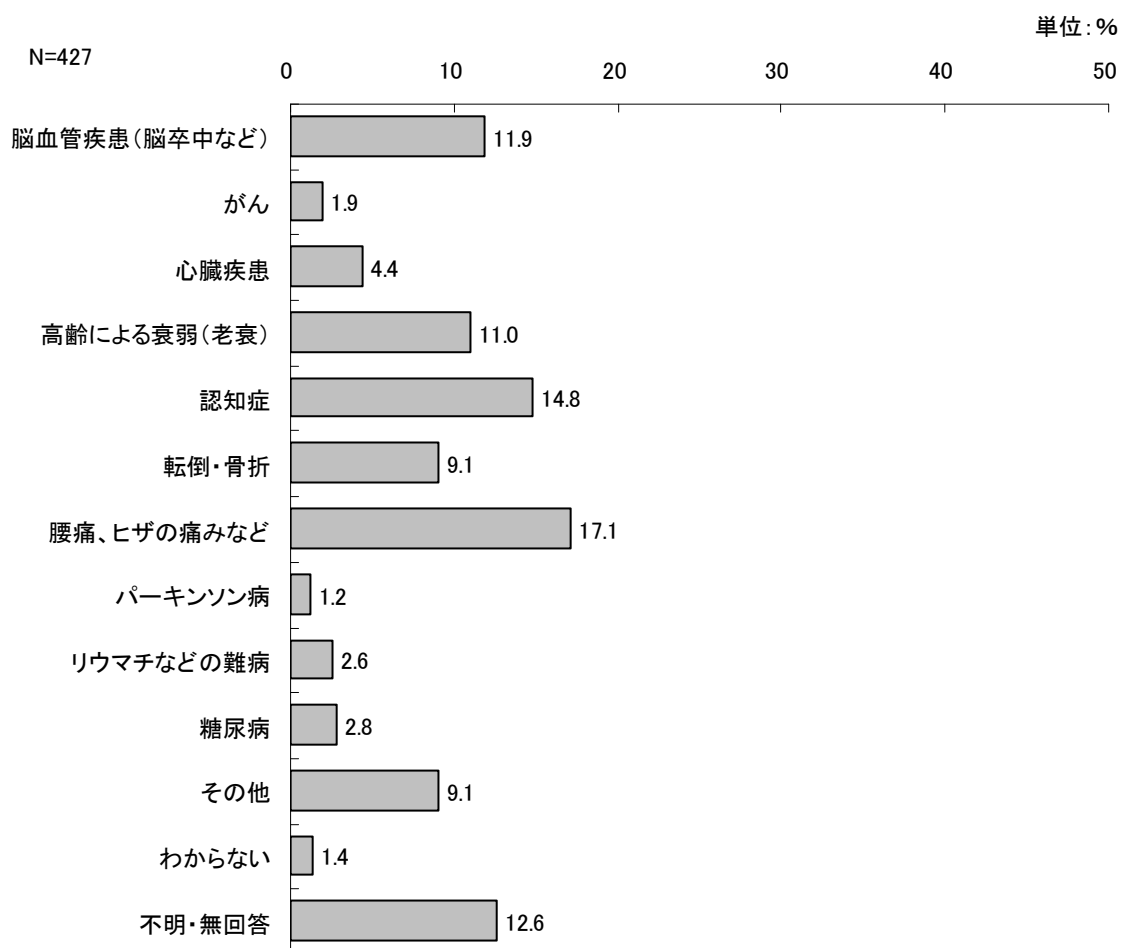


【要支援・要介護】



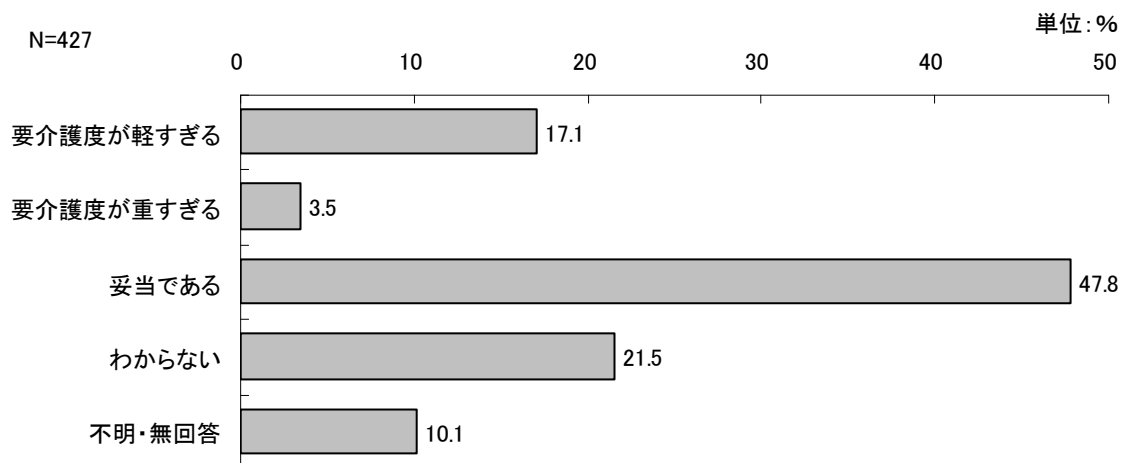
●要支援・要介護状態になった主な原因【要支援・要介護】

要支援・要介護状態になった原因は、「腰痛、ヒザの痛みなど」が 17.1%と最も高く、次いで「認知症」が 14.8%、「脳血管疾患（脳卒中など）」が 11.9%となっています。



●現在の要介護度の認定について【要支援・要介護】

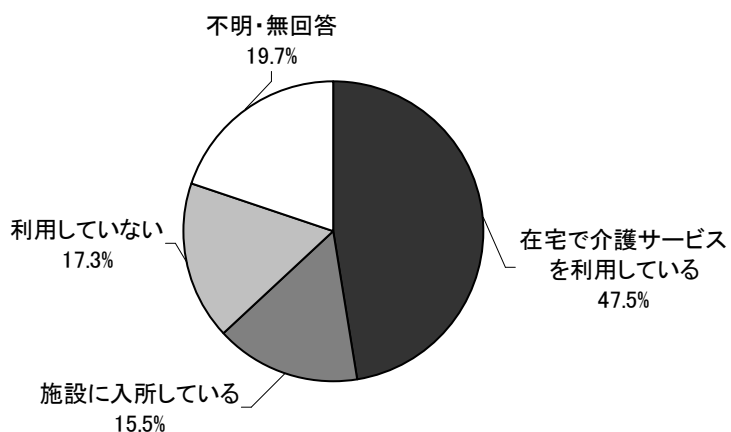
認定については、「妥当である」が47.8%と最も多く、次いで「わからない」が21.5%、「要介護度が軽すぎる」が17.1%となっています。



●現在、介護サービスの利用状況【要支援・要介護】

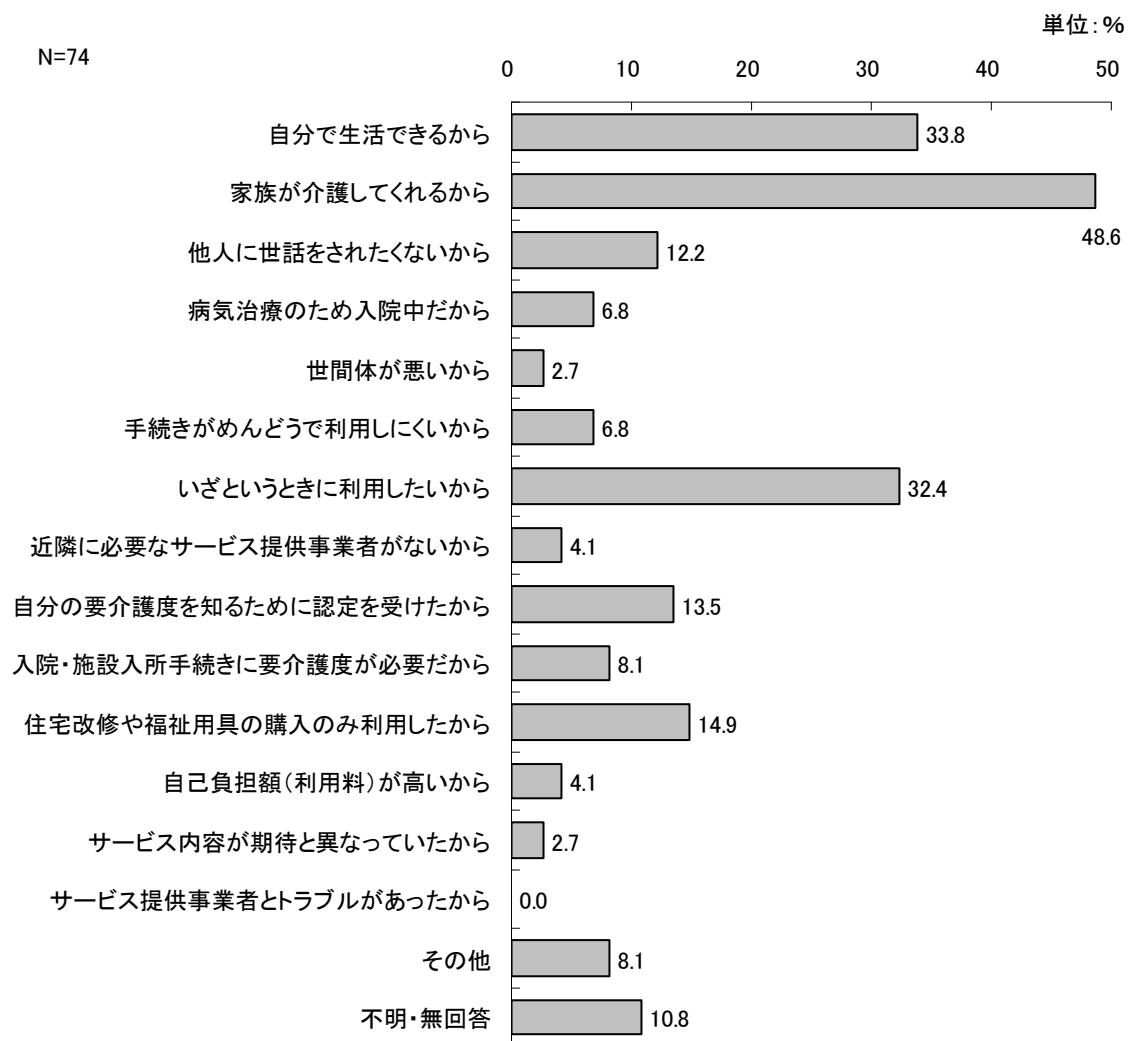
介護サービスの利用状況は、「在宅で介護サービスを利用している」が47.5%と最も高く、次いで「利用していない」が17.3%、「施設に入所している」が15.5%となっています。

N=427



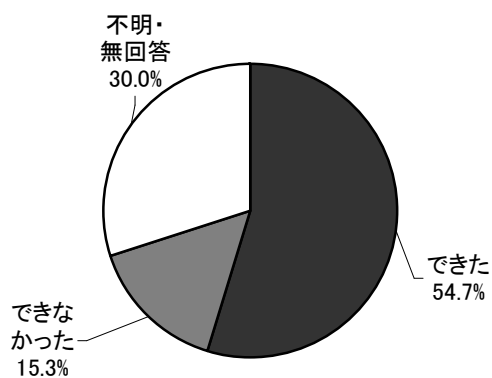
●サービスを利用していない理由【要支援・要介護】

サービスを利用していない理由は、「家族が介護してくれるから」が48.6%と最も高く、次いで「自分で生活できるから」が33.8%、「いざというときに利用したいから」が32.4%となっています。



●必要だと思うサービスを必要なだけ受けることができるか【要支援・要介護】

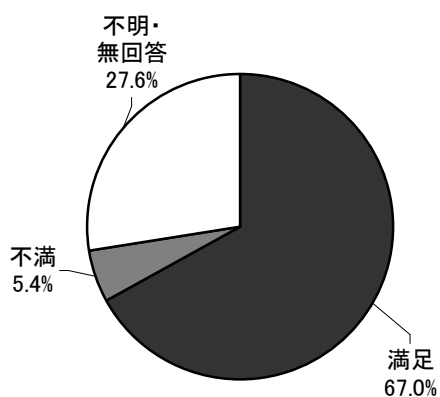
N=203



必要だと思うサービスを必要なだけ受けることができるかは、「できた」が54.7%、「できなかった」が15.3%となっています。

●作成されたケアプランの評価【要支援・要介護】

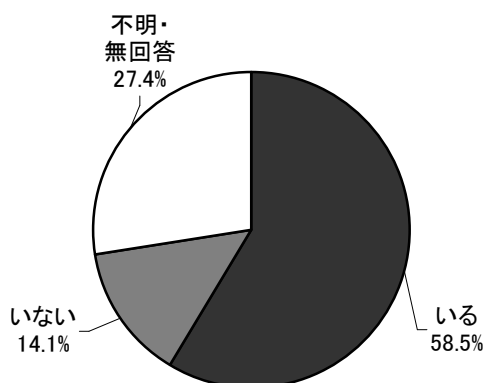
N=203



作成されたケアプランの評価としては、「満足」が67.0%、「不満」が5.4%となっています。

●現在または将来における介護者の有無【要支援・要介護】

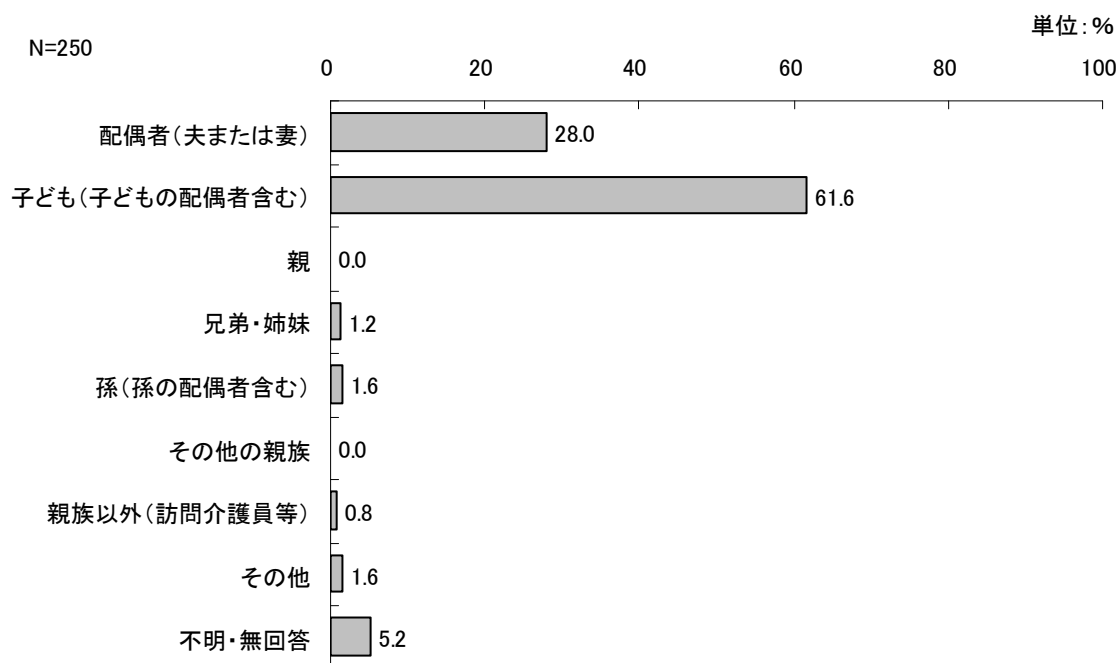
N=427



介護してくれる方はいるかについては、「いる」が58.5%、「いない」が14.1%となっています。

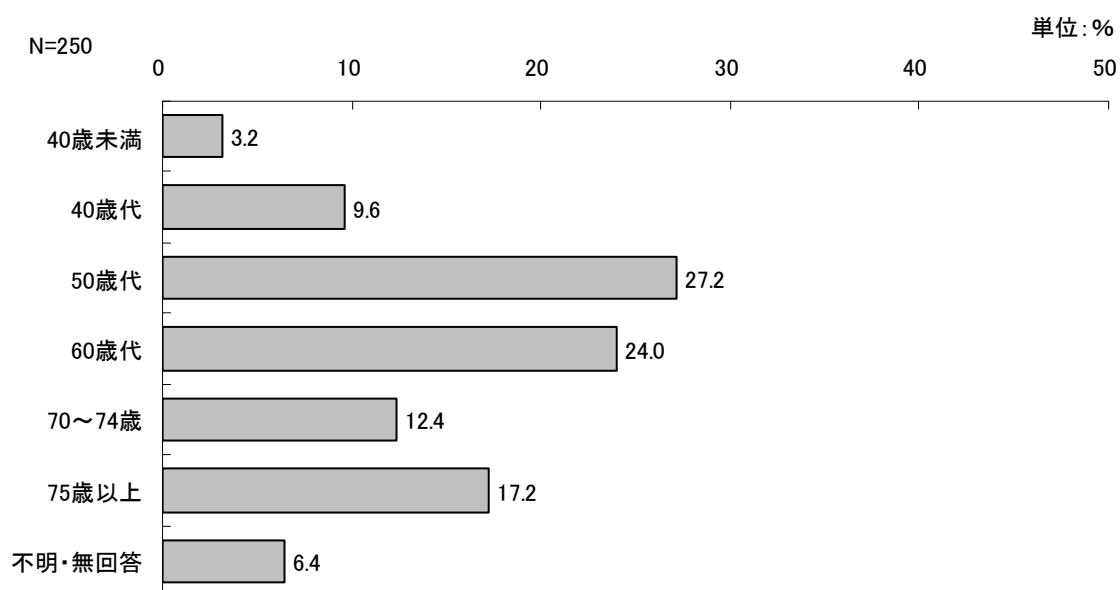
●主に介護してくれる方の続柄【要支援・要介護】

主に介護してくれる方の続柄は、「子ども(子どもの配偶者含む)」が61.6%と最も高く、次いで「配偶者(夫または妻)」が28.0%となっています。



●主に介護してくれる方の年齢【要支援・要介護】

主に介護してくれる方の年齢については、「50歳代」が27.2%と最も高く、次いで「60歳代」が24.0%、「75歳以上」が17.2%となっています。



2. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成18年1月1日

告示第70号

(設置)

第1条 本市における、本格的な高齢社会の到来に伴う多くの課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画の推進状況に関すること。
- (2) 介護保険事業の円滑な運営に関すること。
- (3) 南丹地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (4) 南丹市地域密着型サービス運営協議会に関すること。
- (5) その他介護保険事業に調整が必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) 被保険者等
- (4) その他

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によってこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年7月30日告示第180号)

この要綱等は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第29号)

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

3. 南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考
1	松尾 武治	南丹市議会	
2	森 嘉三	南丹市議会	
3	麻田 勝司	南丹市社会福祉協議会	副委員長
4	湯浅 満男	南丹市社会福祉協議会	
5	森 昭夫	(財) 南丹市福祉シルバー人材センター	
6	西岡 季晃	(福) 長生園	
7	中川 隆	(医) 清仁会 シミズふないの里	
8	島村 修	(福) 日吉たには会	
9	大川 眞樹	(福) 北桑会 美山やすらぎホーム	
10	中川 晃	南丹市民生児童委員協議会	
11	平井 喜代子	南丹市身体障害者福祉会	
12	松本 暁	南丹市老人クラブ連合会	
13	廣野 良定	船井医師会	委員長
14	吉田 隆夫	南丹市介護認定審査会	
15	出野 比啓	学識経験者 (家族介護者代表)	
16	杉崎 功	京都府南丹保健所企画調整室	
17	永塚 則昭	南丹市福祉部長	